掛川市一般廃棄物処理基本計画(案)

令和6年3月

掛川市

掛川市一般廃棄物処理基本計画

目 次

第1章 計画の基本的事項	
第1節 背景	2 3 3 3
第2章 おむつリサイクル・ごみ減量推進会議について	
第1節 会議の概要	6 6
第3章 ごみ編	
第1節 ごみ処理の状況	10
3 ごみの分別区分(令和5年4月1日現在)	
4 ごみ排出量の推移	. 23
7 中間処理施設の概要 8 最終処分場の概要	. 28
9 ごみ処理経費10 前計画の施策の実施状況	
11 国、県の動向	. 38
1 ごみ排出量から読み取れる課題	. 45
2 ごみ組成調査から読み取れる課題	. 45

	3 ごみ分別及び集積所に係る課題45	
	4 収集、運搬に係る課題46	
	5 中間処理に係る課題	
	6 最終処分場に係る課題47	
	7 ごみ処理経費に係る課題47	
第	3節 ごみ処理基本計画48	
	1 基本方針	
	2 将来人口48	
	3 ごみ処理の目標値	
	4 施策の内容51	
	5 3者の役割61	
筆	4章 食品ロス削減推進計画	
713		
第	1節 背景63	
	2節 本市における食品ロスの現状及び課題64	
第	3節 食品ロス削減推進計画の目標値65	
第	4節 施策の内容	
第	5章 生活排水編 5章 生活排水編	
第	5章 生活排水編	
	5章 生活排水編 1節 生活排水処理の状況と課題	
第		
第	1節 生活排水処理の状況と課題67	
第	1節 生活排水処理の状況と課題67 1 生活排水処理の状況	
第	1節 生活排水処理の状況と課題	
第	1節 生活排水処理の状況と課題	
第第	1節 生活排水処理の状況と課題	
第第第第	1節 生活排水処理の状況と課題	

第1章 計画の基本的事項

第1節 背景

国では、平成13年に循環型社会の形成に向けた基本事項を定めた「循環型社会形成推進基本法」を制定し、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組、家電リサイクル法などの個別リサイクル法の法整備等により関連政策を進めてきました。その結果、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から、資源の消費や廃棄物の発生をできるだけ抑制し、再生可能な資源を有効活用する「循環型社会」に向けて、省エネルギーなど環境に配慮した生活スタイルや事業活動が定着しつつあります。一方で、環境の保全と安全・安心を確保した上で、廃棄物を資源やエネルギー源とすることで、資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑えるという新たな課題への取組も必要となってきています。

また、近年は、国連総会において「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が掲げられ、その実現に向け、我が国においても「SDGs 実施指針」が策定されました。掛川市(以下、「本市」という。)においても SDGs の理念に沿った基本的・統合的取組を推進すべく、SDGs 未来都市に提案し、令和 2 年(2020 年)7月に選定されています。その他、廃棄物・資源循環分野においても 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、一層の脱炭素・省 CO_2 対策が喫緊の課題となっているほか、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」といいます。)や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下、「プラスチック資源循環促進法」といいます。)も施行されるなど、新たな取組も必要になってきています。

これからのカーボンニュートラル社会の実現に向け、いま私たちに求められるのは循環経済(サーキュラー・エコノミー)への転換です。循環経済は、大量生産・消費を前提とした線型経済(リニア・エコノミー)を転換し、廃棄が前提とされていた製品や原材料などを新たな資源として経済活動の生産・消費・廃棄といった各過程でリユースすることで、廃棄物を出さずに資源を循環させることを中心的な思想としています。この循環を可能にするには、LCA(ライフサイクルアセスメント)の視点を含め、「原材料の加工」から「設計・生産」「流通」「消費・使用」「リサイクル・回収」の各段階に関わる全ての関係者が考え方や行動を変える必要があります。市民一人ひとりは自らの日常の中で、事業者は経済活動の中で、それぞれ循環型社会のための役割を果たしながら、環境と経済と社会を統合的に向上させていくことが大切です。

また、生活排水について、国は、汚水処理施設の整備にあたり、持続的な汚水処理システム構築に向けた基本方針を示し、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等の各事業のバランスを適切にとり、各自治体の地域実情に即した計画的な施設整備を推奨しています。今般、人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、早期の施設整備の概成を目指すため、令和8年までに都道府県単位に汚水処理人口普及率95%以上を達成するようアクションプランを策定し、策定したアクションプランの点検・見直しも求めています。また、汚水処理施設の概成を加速させるため、集合処理未普及人口の解消策を積極的に導入すべきことが示されています。さらに、「新下水道ビジョン」(平成26年7月策定)以降の下水道事業を取り巻く環境や情勢の変化等を踏まえ、今後5年程度で実施すべき施策を「新下水道ビジョン加速戦略」(令和4年度改訂版)として取りまとめ令和5年に公表しました。

本市では、公共下水道等の整備や合併処理浄化槽の普及などに努めてきたことにより、河川等の水質も一定の改善効果が現れています。今後は、持続可能な生活インフラとして処理施設の適切な維持管理等、将来を見据えた効率的な生活排水処理を進めるとともに、公共下水道等への未接続対策や合併処理浄化槽の普及を促進していく必要があります。

第2節 計画策定の趣旨

上記のような背景を踏まえた上で、本市において発生する一般廃棄物について、ご みの削減に必要な従来の4R(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ)に 加え、外出時のプラスチックごみの持ち帰りやポイ捨て防止を呼び掛けるといったリターン、企業の従業員や団体の会員等に、地域で開催される海岸、河川、道路等での 清掃活動への参加を呼び掛けるといったリカバーの2つを加えた6Rを推進すると ともに、適切な収集・運搬、中間処理、最終処分等の方策を定め、循環型社会を形成 すること、さらには2050年のカーボンニュートラルの実現も見据え、本計画を策定 します。

平成30年1月に策定した前計画は平成30年~令和7年を計画期間としていましたが、新廃棄物処理施設建設方針の決定に伴うごみ排出量の見直しや令和3年のリサイクルプラザでの火災に伴う不燃ごみの外部搬出、現施設の故障等が続いていることによる令和7年度~11年度の可燃ごみの全量外部搬出の方針決定、使用済み紙おむつなどごみを燃やさず資源化する方法の検討開始など、本市のごみ処理を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、計画期間の終了年度を前倒し改定を行うものです。

第3節 計画の前提条件

1 対象とする廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)等の法律上で 廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動 物の死体、その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの(放射性物質及び これによって汚染された物を除く)と定義されており、その発生形態や性状の違いか ら「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に大別されています。

本計画の対象となる廃棄物は、本市において家庭及び事業者から排出される「一般 廃棄物」とします。

2 処理の責任

廃棄物処理法第4条において、一般廃棄物は市町村に処理責任があると規定されて います。

3 計画の位置づけ

廃棄物処理法第6条第1項において、市町村は当該区域内の一般廃棄物処理計画を 定めなければならないとされています。本計画は、そのうち一般廃棄物の処理に関す る基本的な事項について定める基本計画「一般廃棄物処理基本計画」として、環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知による「ごみ処理基本計画策 定指針」(平成28年9月15日環廃対発第1609152号)及び厚生省(現在の環境省管 轄分野)生活衛生局水道環境部環境整備課長通知による「生活排水処理基本計画策定 指針」(平成2年10月8日衛環第200号)に基づき策定するものとします。

本市における計画の位置づけは、第2次掛川市総合計画【ポストコロナ編】(令和2年4月改定)及び第2期掛川市環境基本計画(平成28年3月策定)を上位計画とし、静岡県が策定した第4次静岡県循環型社会形成計画(令和4年3月策定)と整合を図るものとします。また、本計画は「第3期掛川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び「生活排水処理実施計画」と整合を図るものとし、「食品ロス削減推進法」第13条第1項に基づき策定する食品ロス削減推進計画を兼ねるものとします。

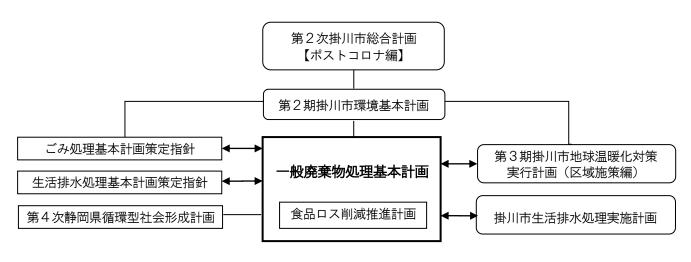


図 1-1 計画の位置づけ

4 計画期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和17年度までの12年間を計画期間とします。ただし、おおむね4年に1回見直しを行い、それ以外であっても国や静岡県における廃棄物行政や社会経済情勢に大きな変化があった場合には、その都度見直しを行うものとします。

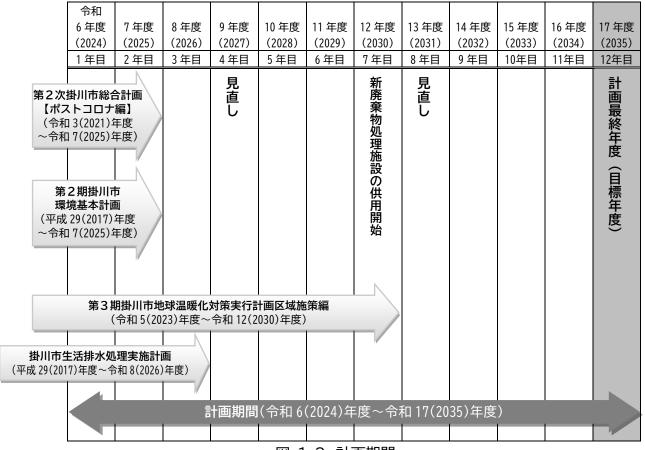


図 1-2 計画期間

第2章 おむつリサイクル・ごみ減量推進会議について

第1節 会議の概要

本市では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、限りある資源の循環利用について研究を行い、市民の豊かな暮らしを実現する社会を構築するため、令和5年4月に「おむつリサイクル・ごみ減量推進会議」を設置しました。有識者や市民・事業者らで構成し、使用済み紙おむつや製品プラスチック、生ごみ、剪定枝・落ち葉の4品目を対象に、ごみを燃やさずに資源化するための処理スキームや市民・事業者の動機付けの方策等について検討を進めています。将来的にはごみとして燃やすものがゼロになるような世の中を、地方都市である本市が先取りをして、ごみ減量とカーボンニュートラルに繋げていくことを目指しています。

2050(令和32)年までにカーボンニュートラル(温室効果ガス排出量を実質ゼロにする)の実現を目指す

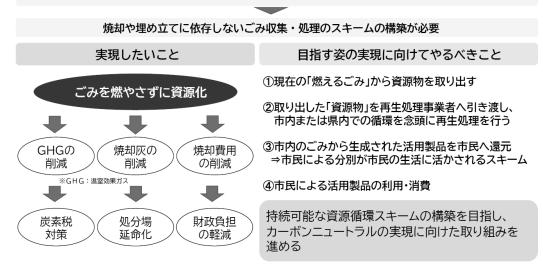


図 2-1 掛川市が目指す資源循環の姿



図 2-2 持続可能な資源循環フレーム

第2節(令和6年3月に提出される提言書を掲載予定)

1「掛川市おむつリサイクル・ごみ減量推進会議」の進捗状況について ※12/15時点

(1)概要

本市では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、環境の持続性と豊かな暮らしの同時実現を目指して、令和5年4月、「掛川市おむつリサイクル・ごみ減量推進会議」を設置しました。

会議では、限りある資源の循環利用や、市民や事業者の行動スタイルの変革により、 焼却と埋立に頼らない新たな社会の構築に向け、ごみを燃やさずに資源化するための 検討を行っています。

(2)委員等

「委員長」守屋輝年雄(掛川市区長会連合会会長)

「副委員長〕井上隆夫(一般社団法人静岡県環境資源協会事務局長)

[委員] 山口恵理(大須賀第一地区まちづくり協議会理事)、山崎敏光(掛川市エコ・ネットワーキング会長)、モレイラ紺野レイジアニ(NPO法人掛川国際交流センター)、鵜飼香奈子(令和4年度すこやかこども園PTA会長)、横山靖子(社会福祉法人大東福祉会)、川合利弘(株式会社三善代表取締役社長)

[アドバイザー] 石川雅紀(叡啓大学特任教授)、中島恵理(同志社大学政策学部教授) [コーディネーター] 岡田健一(アミタホールディングス(株)取締役兼 CSO)

(3)会議での検討事項

- ①ごみを燃やさずに資源化するための仕組みの検討
- ②更なるごみ減量施策の検討
- ③市民等が施策を実行するための方策の検討 等

(4)検討経緯

(ア) 第1回会議(5月15日)

- ①会議設置の目的と目指す姿
 - ・循環型まちづくりの実現に向け、市民や事業者の行動スタイルの変革による 「環境と市民生活と経済」が地域内で好循環する制度を立案する。
- ②検討事項とスケジュール
 - ・新たな分別項目の提案、市民や事業者の理解や参画手法の明確化等
- ③掛川市のごみ処理の状況と目指す姿

(イ) 第2回会議 (7月14日)

- ①新たな分別を検討する項目の課題点の確認
 - ・使用済み紙おむつ、製品プラスチック、生ごみ、剪定枝・落ち葉
- ②全国の先進事例の確認

(ウ) 第3回会議(9月26日~27日)※先進地視察

- ①千葉県松戸市 ㈱サムズ (紙おむつリサイクル)
- ②宮城県南三陸町 南三陸 BIO (生ごみリサイクル)

(工) 第4回会議(10月12日)

- ①先進地視察報告
- ②ごみ収集における地域の現状と課題共有
- ③新たな分別項目のパターン別処理方法及び資源循環の整理と確認

(オ) 第5回会議(12月15日)

- ①新しい分別項目における方向性
 - ・新たな分別実施後の費用イメージ、CO2削減効果、留意事項等の整理

(5)現在の検討状況

(ア) 新たな検討項目と留意事項

No.	分別項目	検討状況
1	使用済み紙おむつ	[処理・回収方法] ・再生紙おむつにリサイクルする「水平リサイクル」と固形燃料化する「RPF 製造リサイクル」の方式の内、「RPF 製造リサイクル」の実現可能性が高い。 ・「集積所回収」又は「拠点回収」が考えられる。 [主な留意事項] ・収集方法(集積所又は拠点等)の検討。 ・専用収集袋の検討。
2	製品プラスチック	[処理・回収方法] ・「集積所回収」と「拠点回収」が考えられ、併用が望ましい。 [主な留意事項] ・令和8年度からの実施を目標とし、令和7年度にモデル地区実施を目指す。 ・回収可能な品目の設定と周知方法。
3	生ごみ	[処理・回収方法] ・「施設を建設して民間委託する方式」と「既存民間施設へ委託する方式」がある。 ・「集積所回収」を基本に検討する。 [主な留意事項] ・専用収集袋の検討。 ・におい等衛生対策。
4	剪定枝・落ち葉	[処理・回収方法] 剪定枝:資源化処理事業者による処理を促進する。 落ち葉:公園等の落ち葉の資源化と自治会での堆肥化を促進する。 [主な留意事項] 剪定枝:市内資源化処理事業者への搬入促進。 落ち葉:自治会による堆肥化設備の管理が必要。

(イ) 地域におけるごみ収集の取組(新たな分別を検討する上で踏まえておくべき事項)

- ①区役員及びクリーン推進員の主な活動
 - ●集積所等におけるごみ出し指導
 - ・集積所におけるごみの分別指導
 - ・大東・大須賀区域における月1回の資源物拠点回収指導
 - ●不正排出に対する指導
 - ・分別が徹底されていないごみの対応
 - ・アパート世帯などへのマナーの徹底
 - ・多言語マニュアルを使用した外国人市民へのごみ出し指導

●不正排出予防

- ・地域住民へのごみ出しマナーの啓発
- ・ごみ集積所への監視カメラの設置と管理
- ●ごみ袋への記名指導
- ・分別意識を高めるためのごみ袋への記名指導
- ・地域によってはプライバシーに配慮した番号制の導入など工夫した取組の実施
- ●その他
- ・ 自治会未加入者への相談対応
- ・ごみ集積所の管理と新設・修繕対応

②活動における主な課題

- ・分別が徹底されず、排出者が不明の場合はごみ袋が集積所に残されるため、区役 員やクリーン推進員が分別対応しなければならず、負担が大きい。
- ・アパート世帯などへのごみ出し指導が徹底できない。
- ・大東・大須賀区域における月1回の資源物分別回収対応に労力を要している。
- ・自治会未加入者や記名制など住民の苦情対応に苦慮している。
- ・独居高齢者のごみ出し対応への検討が必要。



クリーン推進員による分別指導(掛川区域)



資源物の拠点回収(大東・大須賀区域)

2 今後のスケジュール

令和6年1月	第6回おむつリサイクル・ごみ減量推進会議
	パブリックコメント(掛川市ホームページにて一般廃棄物処理基本計画改
	定に関する市民意見聴取)
〃 3月	掛川市への「提言」

第3章 ごみ編

第1節 ごみ処理の状況

1 ごみ処理のあゆみ

ごみ処理のあゆみを以下に示します。

(1)旧掛川市のごみ処理のあゆみ

(1/1111	川川のこの処理の必ずの		
年 代	特 記 事 項		
昭和 46 年	・千羽清掃センター使用開始(第1期)		
51 年	・パッカー車で収集開始		
54 年	・本郷埋立場使用開始		
56 年	年 ・ごみ集積所設置補助制度開始		
59 年			
63 年			
	・かん・びんの分別収集開始		
平成元年	· 本郷埋立場閉鎖		
	・集団回収団体に1kg あたり3円の回収活動奨励金制度開始		
	・白色トレイを回収協力店で収集開始		
, –	・生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金開始(上限 3,000 円)		
8年	・生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金(上限4,000円)		
	・ペットボトルの分別収集開始		
10 4	・粗大ごみの休日回収開始(毎月第4日曜日 9:00~11:00)		
	・集団回収団体に回収活動奨励金を 1 kg あたり 5 円に増額		
11 年	・生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金(上限 10,000円)		
	・ 千羽清掃センター稼動協定期間延長 (平成 15 年度末まで)		
12 年	・ 十羽肩師センター修則協定期间延長 (平成 15 年度末まで) ・掛川市食品衛生協会がリサイクル推進協議会会長表彰受賞		
・満水地区に新清掃センター建設が決定			
13年 ・1市7町でごみ処理広域化計画策定			
	・クリーン推進員制度発足 (219 人)		
	・板沢埋立場にトラックスケール設置 (10 kg 50 円+消費税) ・生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金 (上限 20,000 円)		
	・新分別(14 種類)の説明会の開始(6 月から9 月まで約270 会場全世帯の63%出席)(プラスチック製容 翌句荘 土紙 4 種類を追加)		
	器包装、古紙4種類を追加)		
	・分別収集が 16 種類になる(10月1日蛍光管、乾電池追加)		
	・プラスチック製容器包装週1回回収開始(12月1日)		
	・ダイオキシン類対策特別措置法による清掃センター改造工事		
	· 市処理困難物相談協力店制度開始		
平成 14 年	・掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合設立		
十)从14 中			
	・マイバッグ運動開始		
・民間業者による有料粗大ごみ戸別回収開始(9月) ・生ごみ堆肥化実践教室開始(9月~11月)			
	・ごみ減量とリサイクル推進モデル地区の取組開始(2地区)		
	・ごみ減量とリサイクル推進モデル事業所の取組開始(6事業所)		
	・乾電池・充電式電池の毎月1回の回収開始(1月)		
15 年	15年 ・ 板沢最終処分場埋立期間の延長協定締結 (平成 30 年度末まで)		
15 4	・食用油モデル地区収集開始(8地区)		
	・ごみ減量とリサイクル先進モデル事業所の登録開始(8事業所)		
	・新清掃センター(環境資源ギャラリー)建設開始		
	・ 対 信 が は に は に は に は に は に は に は に は に は に は		
	・事業系一般廃棄物収集運搬の許可制度の変更(8社追加)		
	・ 手業系一般廃棄物収集運搬の計り制度の変更 (8 任垣加) ・ 千羽清掃センター稼動協定期間再延長 (平成 17 年 9 月末まで)		
16 年	・ごみ収集業務完全委託化		
10 4	・食用油市内全域回収開始 (7月)		
	・かけがわ美化推進ボランティア事業開始		
	# 11 # 14 天日に歴 4 / 2 / 1 / 甲本		

(2)旧大東町・旧大須賀町のごみ処理のあゆみ

年 代	特 記 事 項	
	・旧環境保全センター第1期供用開始(5月、旧大東町のみ)	
	・旧大須賀町のごみ受け入れを開始(10月)	
59 年 ・ 旧環境保全センターに 2 号炉を増設		
	・高瀬最終処分場使用開始	
1 /3/2 0 1	- 「・ ・ 東大谷最終処分場使用開始	
7年	・新環境保全センター使用開始	
	· 新井最終処分場使用開始	
	・燃やさないごみにペットボトルを追加	
12 年	・大東区域において生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金開始	
	ごみ 28 品目に変更	
,	・燃やさないごみに雑がみ、プラスチック製容器包装、白色トレイ、白色発泡スチ	
	ロール、スプレー缶、金物のフタ類、コード類、刃物類を追加	
	・燃やさないごみのうち、雑がみ、紙コップ類、白色トレイ、発泡スチロール、プ	
	ラスチック製容器包装類を月2回収集に変更	
	・大須賀区域において生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金開始	
14年	・燃やさないごみのうちペットボトル収集を月2回に変更	
16年	• 東大谷最終処分場第 2 期使用開始	
	・グリーンサークルへの剪定枝処理委託開始	
	・収集日をカレンダー方式に変更	
	・燃やすごみの収集を3地区から2地区に変更し、祝日収集を開始	
	・年間収集回数を 100 回から 102 回に変更し、収集日は曜日判断せず、日で確認	
	するように変更	
	・紙類(古紙・紙製袋、紙コップ類)、古布を月2回収集に変更	
	・白色トレイをプラスチック製容器包装と一緒にする	
	びんの分別を5種類から3種類に変更	
	・草木を枯らしたものは、燃やすごみ2袋まで収集	

(3)新・掛川市のごみ処理のあゆみ

	野川中のこみ処理のありみ 焼 台 東 頂	
年代	特記事項	
平成 17 年	・環境資源ギャラリー試運転開始式 (3月25日)	
	環境資源ギャラリーごみ投入式(5月27日)	
	・指定ごみ袋の要綱改正(紙製からポリエチレン製へ)(6月)	
	・千羽清掃センター閉鎖式 (8月24日)	
	・千羽清掃センター閉鎖(9月2日)	
	・環境資源ギャラリー稼働、ごみ分別方法の変更(可燃・不燃ごみ)(9月5日)	
	・生ごみ処理容器「生ごみパックン」講習会開始	
	・粗大ごみ地区回収開始【大東・大須賀区域】	
18 年	・燃えないごみの収集回数が週1回から月2回へ変更(4月)	
	・ごみ減量大作戦開始(11月)	
	・ごみ減量大作戦住民説明会の実施(12月~3月 延べ315回、全世帯の45%出席)	
	・食用油、白色トレイの収集を開始(4月)【大東・大須賀区域】	
19年	・燃えないごみの収集回数が月2回から月1回へ変更(4月)	
,	・剪定枝地区回収、民間処理業者へ剪定枝処理事業費補助制度開始(4月)	
	・びん、かん、ペットボトル、古紙、古布の収集回数が月2回から月1回へ変更(4	
	月)【大東・大須賀区域】	
	・プラスチック製容器包装、白色トレイの回収を月2回から週1回に変更【大東・大	
	有賀区域】	
20 年	・ごみ袋記名制を導入(1月)	
20 —	・掛川市全域で燃えるごみの指定袋(大きさ・デザイン等)を統一	
	・環境保全センター閉鎖(3月)	
	・環境にエピング 周顕(3万) ・環境資源ギャラリーで大東・大須賀区域分のごみ受入(4月)	
	・粗大ごみ地区回収月1回実施	
01 /:		
-	・集団回収団体に回収活動奨励金を1kg あたり4円に減額	
22 年	・集団回収団体に回収活動奨励金を1kg あたり4円との差額に減額	
00 F	・生ごみ堆肥化処理容器購入費補助金廃止(3月)	
	・粗大ごみ地区回収廃止(3月)【大東・大須賀区域】	
	・行政による古紙、古布の回収廃止(4月)	
25 年	・環境省平成23年度一般廃棄物処理実態調査(人口10万人以上50万人未満の部)	
	にて1位獲得(3月)	
	・小型家電リサイクル法の施行に伴い、環境資源ギャラリーでパソコンの受付開始	
26 年	・環境省平成 24 年度一般廃棄物処理実態調査(人口 10 万人以上 50 万人未満の部)	
	にて1位獲得(3月)	
	・古布等回収に関するパートナーシップ協定締結(6月)	
	・ごみ分別分類変更 11 分類(白色トレイ黄色から青色ネットへ9月) 【掛川区域】	
	・ごみ分別分類変更 17 分類(白色トレイ黄色から青色ネットへ9月) 【大東・大須	
	賀区域】	
27年	・【アプリ】5374 (ごみなし) 掛川 開始 (12月)	
	・4月よりごみ処理費用一部有料化開始、9月末まで新旧指定ごみ袋併用期間	
	10 月より「新指定ごみ袋(燃えるごみ、燃えないごみ)へ完全移行【掛川区域】	
	・4月よりごみ処理費用一部有料化開始、9月末まで新旧指定ごみ袋併用期間、	
	10 月より新指定ごみ袋(燃えるごみ)へ完全移行【大東・大須賀区域】	
	・映像記録カメラ及び剪定枝粉砕器 (チッパー) を自治会へ無償貸し出し開始 (11月)	
29 年	・生ごみ処理容器「キエーロ」普及開始	
	・生ごみコンポスト容器購入費補助制度再開	
	・掛川市生ごみ処理容器キエーロ補助制度開始	
	みんなのメダルプロジェクト開始	
30 年	・我が社の健康・食べきり宣言・我が家の健康食べきり宣言開始	
	・静鉄ストアと掛川資源物店頭回収パートナーシップ (K-STeP) 協定締結	
1	The state of the s	

年 代	特 記 事 項	
31 年	・板沢最終処分場受け入れ終了 (3月)	
	・東大谷最終処分場受け入れ終了(3月)	
	・生ごみコンポスト容器購入費補助制度廃止(4月)	
令和元年	・「我が社の健康・食べきり宣言 in 掛川」への賛同事業所募集(10月)	
	・掛川市生ごみ処理容器キエーロ補助制度廃止	
2年	・東大谷最終処分場廃止(3月)	
	・ガス化溶融施設の故障によりごみ処理非常事態宣言発令、燃えるごみを外部処理(6	
	月~8月)	
	・剪定枝地区回収への補助制度を廃止(7月)	
3年	・掛川市・菊川市衛生施設組合が「廃棄物処理施設整備基本構想」を策定(1月)	
	・リサイクルプラザ施設の火災(8月)により燃えないごみと粗大ごみを外部処理(10	
	月)	
4年	・環境省令和2年度一般廃棄物処理実態調査(人口10万人以上50万人未満の部)	
	にて1位獲得(3月)	
	・新廃棄物処理施設整備検討委員会を実施(計6回)、整備方針を決定(9月)	
	・食ロス対策として市内スーパーを対象に「手前どり」を推進(10月)	
	・ガス化溶融施設の故障により、燃えるごみを外部処理(11月~令和5年1月)	
5年	・環境省令和3年度一般廃棄物処理実態調査(人口10万人以上50万人未満の部)に	
	て1位獲得(3月)	
	・ごみ減量標語を募集し(3月)、最優秀賞作品を掛川市指定ごみ袋に印刷	
	・おむつリサイクル・ごみ減量推進会議を設置(4月)	
	・掛川市・菊川市衛生施設組合が満水区と新廃棄物処理施設建設基本協定締結(7月)	
	・ガス化溶融施設のダスト堆積に伴い燃えるごみを外部処理(7月~8月)	
	・環境資源ギャラリーにおいて「メルカリ Shops」を活用した不要品等の販売開始(10	
	月)	
	・掛川市・菊川市衛生施設組合が令和7年度から新廃棄物処理施設が完成するまでの	
	間、ごみを「全量外部搬出」する方針を決定(11 月)	

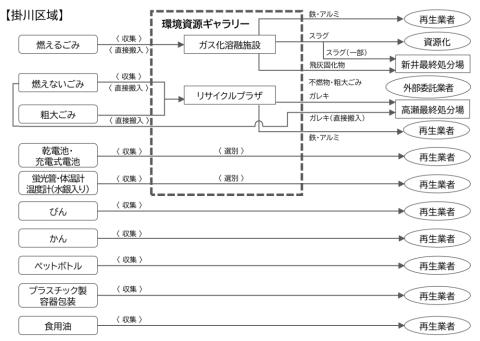
参考 リサイクルに係る法律施行等

年 代	特 記 事 項
平成 12 年	・容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法
	律)施行
	・建設リサイクル法(建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律)施行
13 年	・家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)施行(4月1日)
	・食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等促進に関する法律)施行(5月1日)
15 年	・パソコンリサイクル法(資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法
	律))施行
16 年	・二輪車リサイクルシステムの開始
17年	・自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)施行
18 年	・改正容器包装リサイクル法成立(6月9日成立、15日公布)
25 年	・小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)施
	行
令和元年	・食品ロスの削減の推進に関する法律施行
4年	・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行

2 ごみ処理の流れ(令和5年4月1日現在)

(1)掛川区域

ごみ処理の流れを以下に示します(将来のごみ処理の流れについては58ページ参照)。



※令和3年8月からリサイクルブラザ停止により燃えないごみと粗大ごみは外部搬出 ※令和7年度から新施設供用開始までの間、燃えるごみの外部搬出の方針を決定

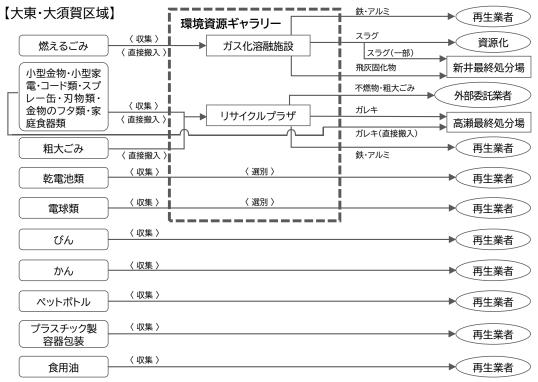
【収集ごみの分別区分】①燃えるごみ、②燃えないごみ、③乾電池・充電式電池、④ 蛍光管・体温計・温度計(水銀入り)、⑤びん、⑥かん、⑦ペットボトル、⑧プラス チック製容器包装、⑨食用油

区分	中間処理の主体	処理方法
燃えるごみ	掛川市・菊川市衛生施設組合	ガス化溶融
燃えないごみ	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別・外部委託
びん (3種類)	委託業者	選別
かん	委託業者	選別・圧縮
ペットボトル	委託業者	圧縮梱包
食用油	委託業者	選別・保管
プラスチック製容器包装	委託業者	圧縮梱包
乾電池・充電式電池	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別・梱包
蛍光管・体温計・温度計(水銀入り)	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別・梱包
粗大ごみ	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別・外部委託

[※] 区分に表示が無い廃棄物は、中間処理を行っていない廃棄物です。

(2)大東·大須賀区域

ごみ処理の流れを以下に示します(将来のごみ処理の流れについては58ページ参照)。



※令和3年8月からリサイクルプラザ停止により燃えないごみと粗大ごみは外部搬出 ※令和7年度から新施設供用開始までの間、燃えるごみの外部搬出の方針を決定

【収集ごみの分別区分】①燃えるごみ、②小型金物、③小型家電、④コード類、⑤スプレー缶、⑥刃物類、⑦金物のフタ類、⑧家庭食器類、⑨乾電池類、⑩電球類、⑪びん、⑫かん、⑬ペットボトル、⑭プラスチック製容器包装、⑮食用油

区 分	中間処理の主体	処理方法
燃えるごみ	掛川市・菊川市衛生施設組合	ガス化溶融
びん (3種類)	委託業者	選別
かん	委託業者	選別・圧縮
ペットボトル	委託業者	圧縮梱包
食用油	委託業者	選別•保管
プラスチック製容器包装	委託業者	圧縮梱包
電球類	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別•梱包
小型家電	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別
コード類	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別
乾電池類	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別•梱包
スプレー缶・刃物類・小型金物	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別
金物のフタ類・家庭食器類	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別
粗大ごみ	掛川市・菊川市衛生施設組合	選別・外部委託

[※] 区分に表示が無い廃棄物は、中間処理を行っていない廃棄物です。

3 ごみの分別区分(令和5年4月1日現在)

ごみの分別区分を以下に示します。本市は、平成17年4月に旧掛川市・旧大東町・旧大須賀町の1市2町が合併し、現在の掛川市となりました。掛川区域と大東・大須賀区域のごみの分別区分の違いについては、過去に市民アンケートを実施しご意見をいただきましたが、市民への定着度合いを踏まえ、それぞれを尊重する形となっています。今後については、市民アンケートに加え、現在検討している新たな分別の方向性など総合的な観点から検討していきたいと考えています(将来の分別区分については59ページ参照)。

(ア) 掛川区域

表 3-1 集積所に出せるもの(掛川区域)

分別区分	内容
燃えるごみ	生ごみ、紙くず、貝殻・カキ殻、紙おむつ類、ゴム、木片(少量)、草
	・落ち葉・剪定枝(少量)、プラスチック製品、ネコ砂、布・衣類、く
	つ・かばん など
燃えないごみ	鏡・ガラス類、せともの類、アルミ、金属類、ライター、刃物・磁石、
	化粧品びん、小型家電、電球、スプレー缶 など
乾電池・充電式電池	乾電池、充電式電池、リチウム電池、ボタン式電池、モバイルバッテリ
	一、電子タバコ など
蛍光管、体温計・	蛍光管、電球型蛍光ランプ、体温計
温度計(水銀入り)	

(イ) 大東区域・大須賀区域

表 3-2 集積所に出せるもの(大東区域・大須賀区域)

分別区分		内容
燃えるごみ		生ごみ、紙くず、貝殻・カキ殻、紙おむつ類、ゴム、木片(少量)、草
		・落ち葉・剪定枝(少量)、プラスチック製品、ネコ砂、布・衣類、く
		つ・かばん など
燃やさな	電球類	電球・蛍光管・豆電球、体温計(水銀入り)、温度計(水銀入り)
いごみ	小型家電	カメラ、電気ポット など
	コード類	電源コード、アダプタ、電線など
	乾電池類	乾電池、ボタン電池、充電式電池など
	小型金物	なべ、やかん、針金 など
	スプレー缶	殺虫剤、卓上用ガスボンベ など
	刃物類	包丁、釘、かみそり、針など
	金物のフタ類	
	家庭食器類	せともの、ガラス、少量の瓦、化粧品びん など

(ウ) 全区域共通

表 3-3 資源として指定された集積所に出せるもの

分別区分	内容
プラスチック資源	たれ・つゆ・ドレッシング・乳酸菌飲料などの容器、インスタント食品
	・冷凍食品などの袋、あめ・菓子などの包み、カップ麺・プリン・コン
	ビニ弁当などの容器、野菜・そば・パンなどの袋、カップ麺などの薄い
	外フィルム、リンゴ・桃などを包んだ発泡スチロール製ネット、卵パッ
	ク・豆腐パック・イチゴパック・ヨーグルトなどのカップ、ペットボト
	ルなどのフタ、レジ袋、白色・色物トレイなど
びん	無色透明、茶色、その他の色
かん	アルミ、スチール
ペットボトル	飲料用、しょうゆ・焼酎・本みりん・酒類用等
食用油	植物性

表 3-4 資源として出せるもの

分別区分	内	容
古紙	引、紙パック、段ボール、雑がみ	* (雑誌等、東ねることが困難な小さ
※自治会等が設置する古紙	氏)	
回収コンテナで回収		
古布、くつ、かばん	頁、その他の布、くつ、かばん	
※市内 4 箇所に設置された		
回収ボックスで回収		

表 3-5 処理事業者に持ち込めるもの

分別区分	内	容
草木	剪定枝、草、生木、枯れ木	

表 3-6 ガレキ処分場に持ち込めるもの

分別区分	内 容
ガレキ	せともの・陶磁器、板ガラス・鏡、コンクリート・瓦・レンガ など

表 3-7 環境資源ギャラリーに持ち込めるもの

分別区分	内 容
	ストーブ、ガステーブル、ソファー、自転車、ぶらんこ・すべり台、オ
	ルガン(電子オルガン含む)、扇風機、トレーニング機器、ゴルフクラ
	ブ・ゴルフバッグ など

表 3-8 市では処分できないもの

分別区分	内容
家電リサイクル法	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機
対象家電	
特殊・危険なごみ	バイク(50cc 以下を含む)、農業用ビニール、農業用品、特殊な機械、
	自動車部品他、ピアノ、ボンベ、プロパンガス、農薬(空きびんも含む)、
	廃油、塗料など

4 ごみ排出量の推移

(1)ごみの総排出量の推移

ごみの総排出量は、平成30年度から減少傾向にあります。内訳を見ると、家庭系 ごみは過去5年間で減少し続けていますが、事業系ごみは令和3年度以降増加に転じ ています。

なお、1人1日あたりのごみの総排出量(図中では「原単位」という。)は、ごみの総排出量と同様の傾向を示しています。

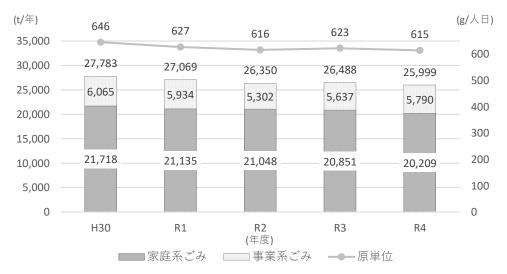


図 3-1 ごみの総排出量の推移

なお、環境省による一般廃棄物処理実態調査結果(令和3年度実績)では、2年連続して人口10万人以上50万人未満の自治体で、リデュースの取組の全国1位となっています。

表 3-9 リデュース(1人1日当たりのごみ排出量)の取組の上位 10 市町村

人口10万人未満		人口10万人以上50万人未満			人口50万人以上			
1.	長野県	南牧村	1.	静岡県	掛川市	1.	東京都	八王子市
		306.6 グラム/人日			622.6 かう4/人日			748.2 グラム/人日
2.	長野県	川上村	2.	東京都	日野市	2.	京都府	京都市
		327.6 グラム/人日			630.7 がう4/人日			757.8 グラム/人日
3.	徳島県	神山町	3.	東京都	小金井市	3.	愛媛県	松山市
		378.9 グラム/人日			635.3 がう4/人日			761.0 グラム/人日

資料:日本の廃棄物処理(令和3年度版)

(2)家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみ量は、平成30年度から令和4年度まで減少傾向にあります。内訳を見ると、可燃ごみは令和元年度と令和3年度に増加しましたが、令和4年度には再び減少しています。不燃ごみは令和2年度、粗大ごみは令和3年度まで増加していましたが、以降は減少に転じています。

なお、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(図中では「原単位」という。) も、おおむね減少傾向を示しています。

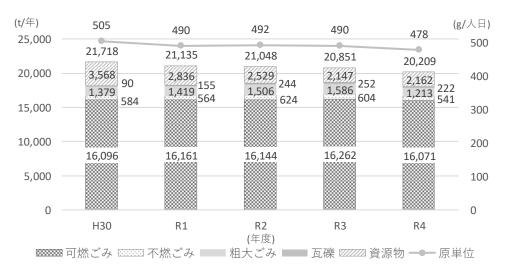


図 3-2 家庭系ごみ排出量の推移

(3)資源ごみ排出量の推移

家庭系ごみのうち資源ごみには収集資源とギャラリー搬入資源があり、平成30年度から令和4年度まで減少傾向にあります。特に収集資源が大きく減少しており、令和4年度の排出量は平成30年度の6割程度になっています。

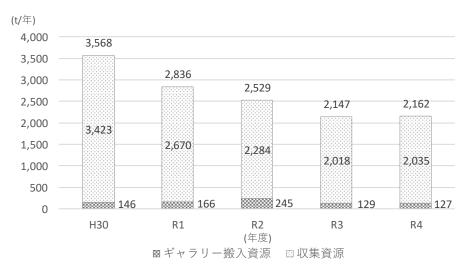


図 3-3 資源ごみ排出量の推移

(4)事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみは令和2年度に大幅に減少していますが、これは新型コロナウイルス感 染症の感染拡大による事業所の営業自粛やテレワークの実施の影響が考えられます。

1人1日当たりのごみ排出量も、総排出量と同様に令和2年度に大幅に減少、令和3年度以降は増加に転じています。

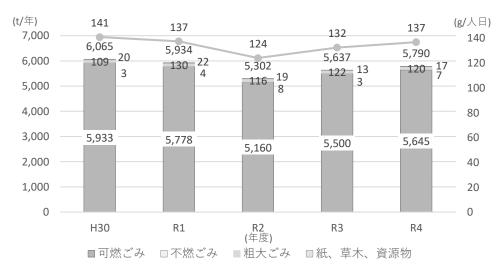


図 3-4 事業系ごみ排出量の推移

(5)種類別ごみ排出量の推移

家庭系ごみと事業系ごみを合わせた種類別ごみ排出量の推移を見ると、可燃ごみは 令和2年度までは減少していますが、令和3年度には増加し、令和4年度で再び減少 しています。粗大ごみは令和3年度までは増加していますが、令和4年度には減少に 転じています。資源ごみはおおむね減少傾向を示しています。

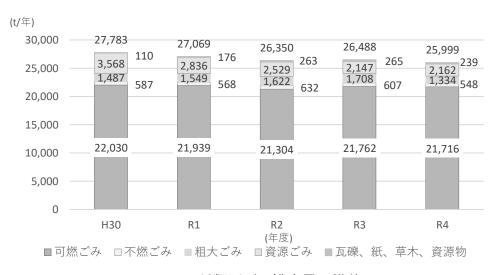
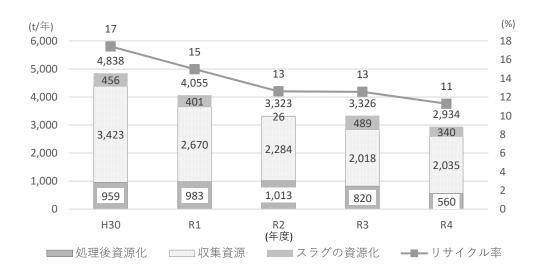


図 3-5 種類別ごみ排出量の推移

(6)資源化量・リサイクル率の推移

資源化量(処理後資源化、収集資源、スラグの資源化の合計)は過去5年間で減少傾向にあり、リサイクル率も減少し続けています。内訳を見ると、特に収集資源の減量が目立ちます。



※リサイクル率(%) = (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷ (ごみ処理量+集団回収量) ×100 ごみ処理量 (t) = 直接焼却量+直接最終処分量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量

図 3-6 資源化量・リサイクル率の推移

(7)焼却(溶融)処理量の推移

焼却(溶融)処理量はおおむね横ばい傾向ですが、令和3年度までは増加傾向にあった不燃系残渣が令和4年度にはゼロになり、同年度はその影響もあって焼却(溶融)処理量が減少しています。

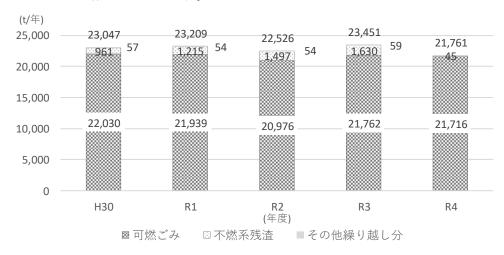


図 3-7 焼却(溶融)処理量の推移

(8)最終処分量の推移

最終処分量は、令和2年度に大きく増加したものの令和3年度以降は減少し、令和 元年度以前の処分量に近くなっています。令和2年度はスラグの量が大幅に増加し、 飛灰固化物も微増しています。

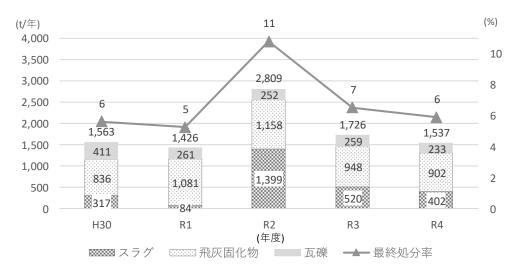
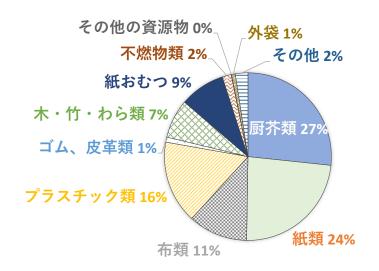


図 3-8 最終処分量の推移

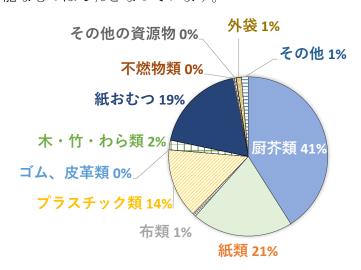
以下に、令和5年8月に実施した燃えるごみ組成調査結果を示します。

家庭系可燃ごみは、厨芥類(生ごみ)と紙類がそれぞれ全体の4分の1程度を占めています。なお、紙類のうちリサイクル可能なものは4%となっています。次いで、プラスチック類が16%(製品プラスチックは3%)、布類が11%と多く含まれています。また、紙おむつは9%、木・竹・わら類は7%(剪定枝は3%、落ち葉は4%)含まれています。



注:集積所に排出される家庭系可燃ごみを無作為に抽出し分析、湿ベース 図 3-9 家庭系可燃ごみ組成調査結果

事業系可燃ごみは、厨芥類(生ごみ)が最も多く全体の4割以上を占めています。 次いで、紙類が21%、紙おむつが19%と多く含まれています。なお、紙類のうちリ サイクル可能なものは4%となっています。



注:環境資源ギャラリーにて事業系可燃ごみを搬入するパッカー車から無作為に抽出し分析、湿ベース 図 3-10 事業系可燃ごみ組成調査結果

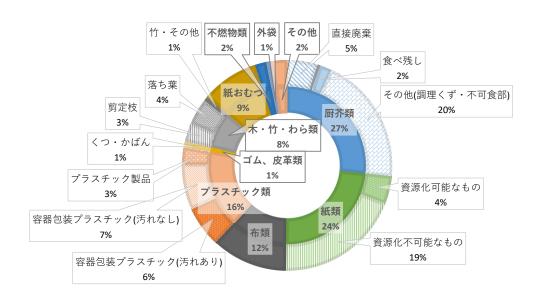


図 3-11 家庭系可燃ごみ組成調査結果(詳細)

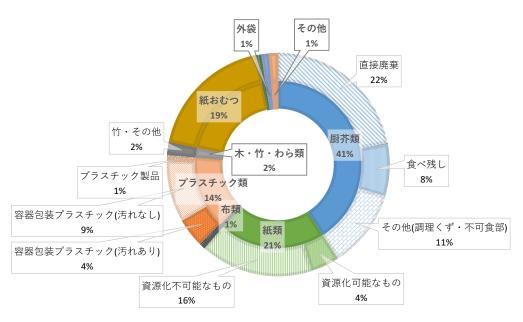


図 3-12 事業系可燃ごみ組成調査結果(詳細)

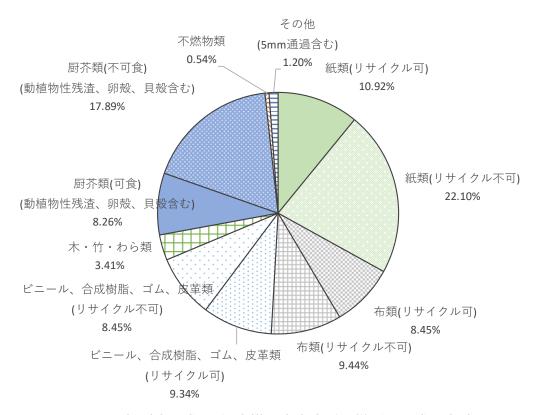


図 3-13 (参考)平成30年度掛川市家庭系可燃ごみ組成調査結果

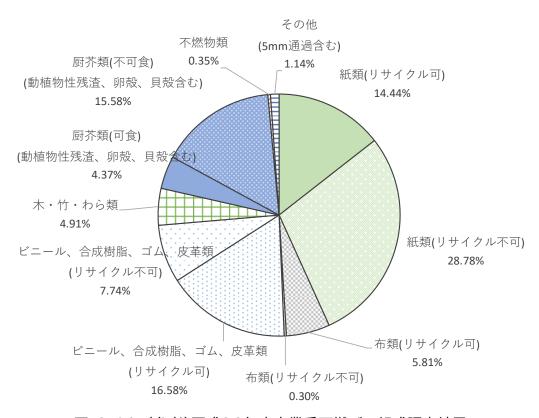


図 3-14 (参考)平成30年度事業系可燃ごみ組成調査結果

6 収集、運搬の状況

(1)指定ごみ袋の販売代金(処理手数料)と種類

指定ごみ袋の販売代金(処理手数料)と種類を以下に示します。本市ではごみ排出量に応じた費用負担(応益性)と公平性を確保するとともに、ごみ処理に対するコスト意識の醸成を目的に平成27年4月からごみ処理費用の一部を有料化しました。指定ごみ袋を購入いただくことでごみ処理にかかる費用の一部を負担いただいています。燃えるごみは30L袋と20L袋の2種類、燃えないごみは30L袋の1種類となっています。

农 5 10 指定 20 投资 20 位 20 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00							
区分	容量	交付(販売)代金					
燃えるごみ	30L(10枚入り1組)	220 円(税込)					
然んるこみ	20L(10枚入り1組)	178 円(税込)					
燃えないごみ	30L(10枚入り1組)	220円(税込)					

表 3-10 指定ごみ袋の販売代金(処理手数料)と種類

(2)ごみの収集、運搬の状況

ごみの収集、運搬の状況を以下に示します。平成17年4月の旧掛川市、旧大東町、旧大須賀町の1市2町合併の経緯により掛川区域と大東・大須賀区域のごみの分別区分には違いがあります。過去に市民アンケートを実施しご意見をいただきましたが、市民への定着度合いを踏まえ、それぞれを尊重する形となっています。今後については、市民アンケートに加え、現在検討している新たな分別の方向性など総合的な観点から検討していきたいと考えています。

(ア) 掛川区域

分別区分	収集頻度	排出方法	収集主体	収集方法
燃えるごみ	週2回	指定袋	委 託	ステーション
燃えないごみ	月1回	指定袋		方式
びん	月1回	コンテナ		
かん	月1回	コンテナ		
ペットボトル	月1回	ネット袋		
食用油	月1回	コンテナ		
プラスチック製容器包装	週1回	ネット袋		
乾電池・充電式電池	月1回	コンテナ		
蛍光管・体温計・温度計(水銀入り)	月1回	指定袋等		

(イ) 大東区域・大須賀区域

分別区分	収集頻度	排出方法	収集主体	収集方法
燃えるごみ	週2回	指定袋	委 託	ステーション
びん	月1回	コンテナ		方式
かん	月1回	コンテナ		
ペットボトル	月1回	ネット袋		
食用油	月1回	コンテナ		
プラスチック製容器包装	週1回	ネット袋		
電球類	月1回	コンテナ		
小型家電	月1回	コンテナ		
コード類	月1回	コンテナ		
乾電池類	月1回	コンテナ		
スプレー缶	月1回	コンテナ		
刃物類	月1回	コンテナ		
金物のフタ類	月1回	コンテナ		
小型金物	月1回	コンテナ		
家庭食器類	月1回	コンテナ		

7 中間処理施設の概要

中間処理は掛川市・菊川市衛生施設組合が運営する環境資源ギャラリーで行っています。環境資源ギャラリーの概要を以下に示します(新設される施設については57ページ参照)。

表 3-11 環境資源ギャラリーの概要

施	設	名	称	環境資源ギャラリー				
所	右	Ē	地	掛川市満水 2319 番地				
敷	地	面	積	47, 134. 20 m ²				
建	築	面	積	工場棟 5,228.93 ㎡				
				管理棟 809.13 ㎡				
				ストックヤード 315.06 m ²				
処	理	能	力	①ガス化溶融施設 70 t /24 h × 2 炉 計 140 t /日				
				②リサイクルプラザ施設(令和3年8月から停止中) 30 t / 5 h				
処	理	方	式	①ガス化溶融施設				
				燃焼溶融設備 キルン式ガス化溶融炉				
				②リサイクルプラザ施設 (令和3年8月から停止中)				
				破砕設備 衝撃型回転式破砕機(不燃性粗大ごみ、不燃ごみ)				
				切断機(可燃性粗大ごみ)				
				選別設備 磁力選別機+アルミ選別機(不燃性粗大ごみ)				
				手選別+磁力選別機(不燃ごみ)				
工			期	着工 平成15年5月15日、竣工 平成17年8月31日				
稼			働	平成 17 年 9 月 5 日				
総	事	業	費	74億7,594万円				

[※]リサイクルプラザ施設については、火災の影響により稼働停止中のため、燃えないごみ、粗大ごみについては、外部委託処理を実施している。

[※]ガス化溶融施設については、故障が続いていることから、令和7年度から新施設供用開始まで稼働を停止し、可燃ごみの全量外部搬出の方針を決定した。

8 最終処分場の概要

各最終処分場の概要を以下に示します。

(1)新井最終処分場

埋立対象物は一部のスラグと飛灰固化物です。

表 3-12 新井最終処分場の概要

所 在 地	掛川市大渕 1456 番地の 751 他
全体面積	33, 966 m²
埋立面積	8, 476 m²
埋立容量	33, 315 m³
埋立年数	平成9年4月~埋立終了まで
処理方式	サンドイッチ埋立方式

(2)高瀬最終処分場

埋立対象物は瓦礫のみです。

表 3-13 高瀬最終処分場の概要

所 在 地	掛川市高瀬 1100 番地の 100 他
全体面積	31,409 ㎡ (第1工区 10,811 ㎡、第2工区 20,598 ㎡)
埋立面積	10,189 m² (第1工区 3,461 m²、第2工区 6,728 m²)
埋立容量	56,828 m³ (第1工区 19,580 m³、第2工区 37,248 m³)
埋立年数	昭和62年11月~埋立終了まで
処理方式	一層式

(3)板沢最終処分場

現在は閉鎖中です。令和5年3月に埋立終了届出書を提出しています。省令による 最短2年間の水質等モニタリング調査を実施し、基準を満たしていることを確認後、 廃止予定です。

表 3-14 板沢最終処分場の概要

所 在 地	掛川市板沢 2051 番地の 1092 他
埋立面積	43,800 ㎡ 第1期 23,000 ㎡ 第2期 20,800 ㎡
埋立容量	256,600 ㎡ 第1期 110,500 ㎡ 第2期 146,100 ㎡
埋立年数	昭和63年4月~平成31年3月
処理方式	サンドイッチ埋立工法

9 ごみ処理経費

平成30年度から令和4年度の本市のごみ処理費用は654,457~1,517,623千円で推移し、近年は増加傾向にあります。

表 3-15 本市のごみ処理費用(平成30年度~令和4年度)

(単位:千円)

年度	ごみ処理費用	1人当たりのごみ処理費用	1t当たりのごみ処理費用
Н30	654, 457	5. 550	23. 556
R1	664, 314	5. 633	24. 542
R2	940, 799	8. 029	35. 704
R3	1, 342, 064	11.513	50. 667
R4	1, 517, 623	13. 093	58. 372

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査を基本に算出

10 前計画の施策の実施状況

前計画の施策の実施状況は以下のとおりです。

(1)ごみの発生抑制・資源化

(ア) 住民に対する広報・啓発活動

(ア) 住民に対す		THE ZEITH MAY
施策の項目		実施状況、今後の課題等
①転入時のごみ分	実施	・転入手続き担当課で、ごみ分別マニュアル及びカレンダーの配布
別説明/外国人	状況	• 説明。
向けのごみ分別	7700	・不正排出が発生したアパート等の集合住宅を管理する不動産会社
説明/アパート		への個別指導。
管理会社・人材派		・自治会等から寄せられる相談内容に基づいて啓発看板等を作成・
遣会社への説明		配布。
		・ごみ分別マニュアルは要望に応じて適宜配布。
	今後の	・アパート入居者や外国人等への効果的な説明・啓発方法の検討。
	課題等	・アパートの管理会社や事業所への説明・指導の強化が必要。
		・アパート等集合住宅管理会社による分別方法や捨て方指導の強化。
②ごみ減量講話の	実施	・環境学習の一環として、市内小学4年生を対象に環境資源ギャラ
実施/各種イベ	状況	リーでの講座を実施(令和4年度は26回実施、1,111名が受講)。
ントでの啓発(展		・自治区や市民団体などの要望に応じて講話を実施(令和4年度は
示ブースの設置)		5回実施、137名が受講)。
/11/ /10/展區/		・本市の委託事業として市民活動団体「掛川市エコ・ネットワーキ
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ング」と連携した環境啓発等を実施。
	今後の	・おむつリサイクル・ごみ減量推進会議での検討を踏まえた環境教
	課題等	育。
		・市民活動団体と連携した環境教育の更なる促進。
③広報かけがわ・市	実施	・ごみの分別や排出方法等に関する内容を発信。
ホームページに	状況	・年末年始のごみ収集スケジュールの発信・周知。
よる情報提供/		・本市が進める施策等の周知。
新聞等マスメデ		・「ごみ減量日本一」について各媒体を活用して周知し、市民の更
ィアへの投稿		なるごみ減量意識の向上を促進。
177 32 114	今後の	・アパート等の集合住宅への周知方法の検討。
	課題等	・「ごみ減量日本一」を全市的なシティプロモーションとして活用
	MVVX 41	する方法の検討。
	±++	
④ごみ分別マニュ	実施	○マニュアル:必要に応じ、内容を改訂。ホームページにも掲載。
アル・カレンダー	状況	〇カレンダー:毎年作成・配布。令和5年度分より「ごみ減量日本
の作成・配布		一」を掲載。ホームページにも掲載。
	今後の	・マニュアルを改訂した際の市民周知方法の検討。
	課題等	
⑤マイバッグ運動	実施	・平成 19 年度より、順次市内のスーパーマーケットにおけるレジ袋
の展開	状況	の有料化を実施。
		・レジ袋有料化による売上金の一部を寄付いただき、環境教育に充
		てる取組も継続実施(現在でも寄付申請あり)。
	今後の	・更なる取組促進に向けた検討が必要。
	課題等	人。6 6 4 A MILLION CONTROL CON
②ガル佐はゴのツ		大尺の序却)とと明暗がが坐しと歩体すっていた。 ソデューン
⑥ごみ集積所の巡	実施	・市民の通報により問題が発覚した集積所については、必要に応じ
回指導	状況	て適宜巡回指導を実施。
		・資源物の持ち去り事案については、収集日に資源ごみや不燃ごみ
		の排出状況の確認を実施 (令和4年度は39地区、127集積所を巡回
		指導)。
	今後の	・区役員・クリーン推進員との更なる連携方法の確立、負担軽減や
	課題等	資質向上のための Web 上の情報共有の場の創出が必要。
⑦事業所の巡回指	実施	・環境資源ギャラリーで、事業系ごみの展開検査を実施(令和4年
導及び改善報告	状況	度2回)。
書の提出要請	,,,,,,	・不正排出を行う飲食店等への個別指導を実施。
目が近山女明		

施策の項目	実施状況、今後の課題等	
⑦事業所の巡回指	実施	・分別不徹底等、問題がある場合には収集事業者・排出事業者に対
導及び改善報告	状況	し訪問指導、改善報告書の提出要請を実施(令和4年度は3社に
書の提出要請		対して実施)。
	今後の	・通知による指導や関係部署と連携した事業者への周知方法の検討
	課題等	が必要。

(イ) 4 R の実施

施策の項目		実施状況、今後の課題等
① リ デ ュ ー ス (Reduce:必要以	実施 状況	・食品ロス削減のため、市内スーパーと連携し手前どりの取組を実施。
上にものを手に入 れない)	今後の 課題等	・市内スーパーやコンビニへの更なる取組促進の働きかけが必要。
②リユース (Reuse:使えな	実施 状況	・組合と連携したメルカリ等を活用した事業を確立。 ・回収 BOX の設置場所及び利用方法の周知。
くなるまで繰り 返し使う)	今後の 課題等	・回収 BOX の設置場所や利用方法に関する更なる周知。
③ リ サ イ ク ル (Recycle:使えな くなったものは再 び資源として活用 する)	実施 状況	・民間による古紙・古布の回収を継続。 ・平成25年度、協定に基づき古紙回収コンテナを設置、以降それを継続。 ・平成25年度から市内4か所に回収BOXを設置し、古布・くつ・かばんを回収、以降それを継続。 ・資源化の促進について情報発信。 ・資源化可能なものについては資源化を実施。
	今後の課題等	・回収 BOX の設置場所や利用方法に関する更なる周知。 ・事業系ごみ中の紙類等、資源化可能な品目の分別徹底の指導が必要。 ・家庭系ごみについても、資源化可能な品目の分別・資源化の検討が必要。
④ リフューズ (Refuse: 不要な	実施 状況	・マイバッグ運動の促進。
ものは手に入れな い)	今後の 課題等	・使い捨てスプーンやフォークを断る。 ・過剰な包装を断るなどの市民周知方法の検討。

(ウ) 剪定枝資源化事業

施策の項目		実施状況、今後の課題等
①民間企業と提携	実施	・令和2年度に剪定枝地区回収への補助制度を廃止し、各自治区独
した地区回収の	状況	自に取組を実施。
推進		・おむつリサイクル・ごみ減量推進会議での検討を開始。
	今後の課題等	・集積所や環境資源ギャラリーでは排出可能な量に制限があり、家庭から多量排出する場合に廃棄しにくい。 ・おむつリサイクル・ごみ減量推進会議での検討を踏まえた取組の実践が必要。
②地区用及び家庭	実施	・貸出なし。
用剪定枝粉砕機	状況	
(チッパー) の貸	今後の	・安全性の観点等から剪定枝粉砕機の貸し出し廃止。
出による肥料等	課題等	・おむつリサイクル・ごみ減量推進会議での検討を踏まえた取組の
への再資源化		実践が必要。

(エ) ごみ減量に関する各種取組への支援

施策の項目	実施状況、今後の課題等	
①地域からの依頼	実施	・集積所設置用の分別・啓発看板の作成・配布。
に基づく啓発看	状況	
板の作成・配布	今後の	・外国語版の対応については、国際交流センター等と連携した実施
	課題等	が必要。

施策の項目		実施状況、今後の課題等
②資源化物回収活 動交付金	実施 状況	・民間による古紙等の回収が定着しているため実施していない。
	今後の 課題等	・新たな資源化促進策の検討が必要。

(オ) こどもへの環境教育の推進

施策の項目		実施状況、今後の課題等
①環境資源ギャラ	実施	・小学4年生向けの講座実施(令和4年度26回、1,111名)。
リー(容器包装博	状況	・自治区や市民団体についても個別申込に対応(令和4年度は5団
物館)の見学会、		体、137 人)。
環境学習会の実	今後の	・組合との連携強化による周知。
施	課題等	
②小学生からの環	実施	・①にて小学4年生向けの講座実施。
境教育による循	状況	・令和4年度にごみ減量標語を募集し、最優秀作品を掛川市指定ご
環型社会の構築		み袋に印刷。
	今後の	・更なる周知と効果の検証。
	課題等	・その他の学年向けの講座の検討。

(カ) 市民意見聴取

	施策の項目		実施状況、今後の課題等
1	各種会議等に	実施	・おむつリサイクル・ごみ減量推進会議委員を市民より選定し実施。
	おけるごみに	状況	
	関する市民の	今後の	・地域組織や市民活動団体等からの積極的な意見聴取。
	意見聴取・施策	課題等	
	への反映		

(キ) 生ごみ減量化のための補助事業等の継続と拡大

施策の項目		実施状況、今後の課題等
①生ごみ減量に有	実施	・令和元年度に生ごみコンポスト容器購入費補助制度の廃止。
効な補助事業の	状況	
実施(家庭・事業	今後の	・資源化を実施する処理スキームの構築と生ごみ総量削減の両面か
者)	課題等	らの施策展開が必要。
②生ごみ処理容器	実施	・①の補助制度廃止後は未実施。
講習会の実施	状況	
	今後の	・ホームページや市民活動団体と連携した周知の検討が必要。
	課題等	
③キエーロを主と	実施	・令和元年度に掛川市生ごみ処理容器キエーロ補助制度の廃止。
した生ごみ処理	状況	
容器普及拡大の	今後の	・市民活動団体と連携したミニキエーロ等の普及拡大。
仕組みづくり	課題等	

(ク) ごみ処理有料化の継続

施策の項目		実施状況、今後の課題等
①ごみ排出量に応	実施	・平成27年度よりごみ袋有料化を実施(燃えるごみ、燃えないごみ
じたごみ処理費	状況	30L:22 円/枚、燃えるごみ 20L:17.8 円/枚)。
用の一部有料化	今後の	・本市のごみ処理の状況等を踏まえ、定期的に料金等の見直し検討
の継続	課題等	が必要。
		・単身世帯等のごみの排出も考慮し、20Lよりも小さいごみ袋や 45
		Lのごみ袋の製造について検討が必要。

(ケ) リユース容器等の利用促進/新たなリサイクル品目の開拓

施策の項目		実施状況、今後の課題等
①イベント等におけ	実施	・具体的な検討は未実施。
るリユース容器	状況	
(びん等) 利用等	今後の	・効果や取り組みやすさ等を研究した上での取組の検討が必要。
の検討	課題等	
②陶磁器、ガラスリ	実施	・具体的な検討は未実施。
サイクル導入	状況	
	今後の	・他品目の資源化も考えられるため、優先順位を踏まえた検討が必要。
	課題等	
③ミックスペーパー	実施	・具体的な検討は未実施。
リサイクル導入の	状況	
検討	今後の	・他品目の資源化も考えられるため、優先順位を踏まえた検討が必要。
	課題等	
④組成分析による資	実施	・令和5年度に実施した組成分析の結果も踏まえおむつリサイクル・
源化の可否判断と	状況	ごみ減量推進会議にて新たな品目の資源化の検討を実施。
情報発信	今後の	・おむつリサイクル・ごみ減量推進会議での検討を踏まえた取組の実
	課題等	践が必要。

(コ) 排出状況に合わせた適正な収集業務

施策の項目		実施状況、今後の課題等
①収集回数、収集形	実施	・配車等の適正化については、委託業者と連携しながら適宜実施。
態、配車等の適正	状況	
化	今後の	・特に分別品目の変更の際は対応が必要。
	課題等	

(サ) ごみ分別方法の検討

施策の項目		実施状況、今後の課題等
①収集の効率化の	実施	・分別品目の変更は未実施。
ための分別品目	状況	
の検討	今後の	・新たな資源化の可能性とあわせた検討が必要。
	課題等	・市内の分別方法の統一については、新たな分別の方向性や市民ア
		ンケート等を踏まえ検討が必要。

(シ) 事業者への「拡大生産者責任」「排出者責任」の徹底

施策の項目		実施状況、今後の課題等
①ごみになりにく	実施	・事業者への働きかけは未実施。
い商品提供の推	状況	・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和4年4
進		月)の施行により、排出抑制や再資源化が求められている。
	今後の	・取組事業者を拡大する方策の検討が必要。
	課題等	
②事業系一般廃棄	実施	・ (1) (ア) ⑦に同じ
物の適正処理の	状況	
推進	今後の	・ (1) (ア) ⑦に同じ
	課題等	

(ス) 不法投棄の対策

施策の項目		実施状況、今後の課題等
①不法投棄は、犯罪	実施	・年2回、静岡県下一斉に不法投棄パトロールを実施。
や迷惑行為であ	状況	・市民からの通報や相談があった際には、随時現場確認及び啓発資
る旨の周知		材等の提供。
		・関係部署と連携した対応。
	今後の	・不法投棄がされにくい環境づくりが必要。
	課題等	
②投棄しにくい環	実施	・映像記録カメラの貸し出し継続(令和4年度22件)。
境づくり (監視体	状況	・指定ごみ袋の提供継続。
制の確立、事業者		・不法投棄防止看板の提供継続。
等との協定締結)		・かけがわ美化推進ボランティアの活動促進。
	今後の	・山間地など不法投棄が常態化しているエリアがあり、対策が必要。
	課題等	・庁内関係部署との連携が必要。

(セ) 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

施策の項目		実施状況、今後の課題等
①食べきり運動の 推進、食べきりカ ードの活用	実施 状況	・令和元年度に「我が社の健康・食べきり宣言 in 掛川」への賛同事業所の募集。5つのポイントで「食べきり」に取り組む事業者を募り、食べきり宣言カードを提供、ホームページでの社名公表(27社)。 ・市内スーパーとの「手前どり」の取組を実施。
	今後の 課題等	・食品ロス削減推進法などの新たな法制度等を踏まえ、事業者との 連携方法の検討が必要。 ・市内スーパーやコンビニへの更なる普及促進。

(ソ) 環境物品等の使用促進

施策の項目		実施状況、今後の課題等
①環境負荷の少な	実施	・再生紙の購入などを実施。
いグリーン製品	状況	・庁内においては関係部署と連携した取組を進める。
の購入	今後の	・周知方法の検討。
	課題等	

(タ) 紙おむつ処理方法の研究

施策の項目	実施状況、今後の課題等		
①紙おむつ処理方 法の研究	実施 状況	・おむつリサイクル・ごみ減量推進会議での検討を開始。	
	今後の 課題等	・処理方法の検討に加え、広域での取組の検討が必要。	

(2)収集·運搬計画

施策の項目	実施状況、今後の課題等		
①安全で確実な収集	実施	・収集時に危険が生じたり、改善を要する事象については、収集業者	
・運搬の実施	状況	や自治区と連携し、改善を図っている。	
		・指定ごみ袋を半透明にして中身を確認しやすくすることで、収集作	
		業員の安全を確保。	
②分別等適正処理の	実施	・転入者:転入手続き担当課で、ごみ分別マニュアル及びカレンダー	
指導(転入者、単	状況	の配布・説明。	
身世帯、外国人等		・外国人等:集積所等の外国語看板を作成し地区へ配布。	
への啓発)	今後の	・ (1) (ア) ①に同じ	
	課題等		

佐笠の頂口	実施状況、今後の課題等			
施策の項目				
③排出量に応じた収	実施	・自治区と協議し世帯数の増加等に伴う収集箇所の拡充に対応。		
集体制(集積所箇	状況	・毎年度補助を実施(集積所の設置及び修繕について、区または小区		
所数、回数等)の		ごと上限 10 万円)。		
確保				
④収集に係るエネル	実施	・具体的な検討は未実施。		
ギー及びコストの	状況			
削減	今後の	・カーボンニュートラルの実現も視野に入れた検討が必要。		
	課題等	・特に分別品目の変更の際は対応が必要。		
⑤パブリックステー	実施	・新廃棄物処理施設の活用促進を図る方向で検討。		
ション(誰もが自	状況			
由に利用できる資	今後の	・新たなマテリアルリサイクル推進施設の利用促進を図る。		
源物収集場所)の	課題等			
設置検討				
⑥集団回収·店舗回	実施	・民間企業による古紙等の回収が定着しているため集団回収は実施し		
収等の支援、店舗	状況	ていない。		
回収品目の拡大研		・平成30年度にK-STeP協定(かけがわ資源物店頭回収パートナーシ		
究		ップ協定)を締結。		
	今後の	・新たな品目の分別・資源化の検討の中で、企業からの協力を得る方		
	課題等	法についても検討が必要。		
⑦剪定枝、処理困難	実施	・剪定枝:市内4社に一般廃棄物処理業許可を出し、多量の場合に自		
物等の処理におけ	状況	己搬入できる仕組みを構築。		
る民間施設の活用		・処理困難物:種別に応じた処理業者を紹介。		
促進	今後の	・(1) (ウ) ①に同じ		
	課題等			

(3)中間処理計画

(3)中间处理引曲		
施策の項目		実施状況、今後の課題等
①処理施設におい	実施	・燃えるごみ:令和2年6月~8月、令和4年11月~令和5年1月、
て取り扱うすべ	状況	令和5年7月~8月、ガス化溶融施設の故障等により外部処理(令
てのごみの適正		和2年はごみ処理非常事態宣言発令)。
処理		・燃えないごみ、粗大ごみ:令和3年8月~現在、リサイクルプラ
		ザ施設の火災により、外部処理。
	今後の	・経年劣化によるガス化溶融施設の故障等が頻繁に発生しており、
	課題等	外部処理を依頼しなければごみの適正処理ができない状態。
		・組合と連携したごみ処理と更なるごみの減量化が必要。
②処理施設におけ	実施	・施設内で利用。
る資源物及びエ	状況	
ネルギーの回収	今後の	・燃えないごみ(収集)及び粗大ごみ(直接搬入)のリサイクル率
率の向上、効率化	課題等	が低下。
		・経年劣化によるガス化溶融施設の故障等が頻繁に発生し、計画外
		の停止を行っているため、蒸気タービンの運転時間が減少し、発
		電量が減少。
③最終処分量の減	実施	・スラグの活用により埋立量の減量化に取り組んできたが近年はス
量化	状況	ラグの利用先が少なく、最終処分場への搬入が回避できない状況。
	今後の	・新廃棄物処理施設の計画の中で検討。
	課題等	
④施設の延命化の	実施	・「廃棄物処理施設整備等基本構想」(掛川市・菊川市衛生施設組
ための適切な維	状況	合 令和3年1月)において、現施設の基幹改良による延命化は
持管理と整備/		極めて困難であると判断。
広域処理を視野		・経年劣化による故障等が頻繁に発生。発生した案件に対しての修
に入れた処理体		繕等の整備を実施。
制の検討		・令和4年新廃棄物処理施設検討委員会を設置。
		・令和4年9月に新施設建設の方針決定。
		・令和7年度からのごみの全量外部搬出方針を決定。
	今後の	・更なるごみ減量の取組の促進。
	課題等	・地元をはじめ市民への丁寧な説明を実施。
I		

(4)最終処分計画

施策の項目		実施状況、今後の課題等
	r++46-	
①今後の処分場の	実施	・板沢最終処分場:令和5年3月に埋立終了届出書提出。省令による
取り扱いについ	状況	2年間の水質等モニタリング調査を実施し、基準を満たしているこ
ての検討		とを確認後、廃止予定(廃止までは浸出水処理施設を稼働)。
		・高瀬最終処分場(安定型):ガレキ等を埋立。
		・新井最終処分場(管理型):主に環境資源ギャラリーからのスラグ
		・飛灰固化物、東遠衛生センターからのし尿焼却灰などを埋立。
	今後の	・板沢最終処分場:浸出水処理施設は老朽化が進んでいるため、管理
	課題等	に特段の留意が必要。
		・高瀬最終処分場:処分場の適正な管理。
		・新井最終処分場:浸出水処理施設は老朽化が進んでおり、計画的・
		大規模な修繕が必要。
②最終処分場の跡	実施	・板沢最終処分場:地元主催の跡地利用検討委員会を発足、廃止後の
地利用	状況	農地利用に向け関係機関との調整を実施中。
		・高瀬最終処分場:跡地整備基金の積み立てを毎年実施しているが、
		具体的な事業については今後検討が必要。
		・新井最終処分場:具体的な事業については今後検討が必要。
	今後の	・板沢最終処分場:廃止に向けたモニタリングに時間を要する。
	課題等	・高瀬最終処分場:地元自治会との協議が必要。
		・新井最終処分場:地元自治会との協議が必要。

(5)災害廃棄物対策

`	- / > 4 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		
	施策の項目	実施状況、今後の課題等	
	①掛川市災害廃棄	実施	・令和5年度に「災害廃棄物処理基本計画」を改定。
	物処理計画に基	状況	
	づいた処理	今後の	・近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえた更なる検討が必要。
		課題等	

11 国、県の動向

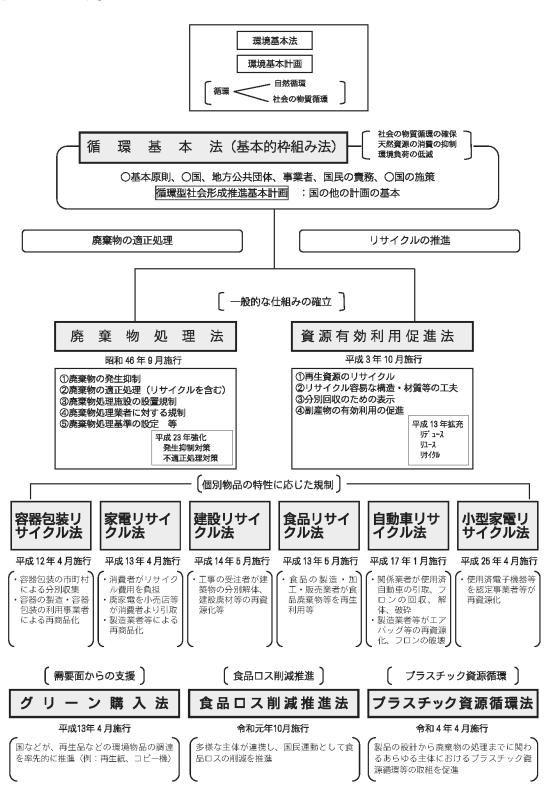
(1)SDGs について

平成 27 年 9 月の国連総会において、経済・社会・環境の 3 つのバランスが取れた社会を目指すための「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が掲げられ、持続可能な社会を実現するために達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが示されました。我が国においても、平成 28 年 12 月に「SDGs 実施指針」を策定して以降、SDGs 達成のための政府の主要な取組をまとめた「SDGs アクションプラン」を定期的に策定し、SDGs と連動する Society5.0 の推進、SDGs を原動力とした地方創生、SDGs の担い手として次世代・女性のエンパワーメントを三本柱として国を挙げて SDGs の実現に取り組んでいます。また、令和 2 年 1 月から SDGs を達成するための「行動の 10 年(Decade of Action)」がスタートしています。

17 のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、全ての人々が SDGs を理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。一見、環境との関わりが浅いゴールもありますが、全てが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで、持続可能な社会を目指すこととしています。

(2)廃棄物・リサイクル関連の法制度

循環型社会の形成と推進に向けて、以下のとおり、廃棄物・リサイクル関連法が整備されています。



出典:第4次静岡県循環型社会形成計画(令和4年3月 静岡県

図 3-15 関係法令の体系図

(3)国におけるごみ処理行政の動向

(ア) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を 図るための基本的な方針(令和5年6月変更)

廃棄物処理法第第5条の2第1項の規定に基づき定められていますが、「廃棄物処理施設整備計画」の計画更新の検討に合わせ、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえた内容の変更を行いました。

(イ) 災害廃棄物対策指針(平成30年3月改定)

東日本大震災で得た経験や知見を踏まえて、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」が策定され、その後発生した関東・東北豪雨災害や熊本地震等の教訓や明らかとなった課題を基に、平成30年3月に改定されました。

新たな指針では、大規模災害発生時においても災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に 処理することを目指し、災害発生時の初動対応等の各段階において実施すべき事項が 具体的に示されています。また、国、都道府県、市区町村、関係団体における平時の 備えの充実も明記されており、体制整備、仮置場の確保、人材育成及び災害協定の充 実が求められています。

(ウ) 第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)

「第三次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定後、各施策の進捗状況等について、中央環境審議会において毎年点検されるとともに、国内の3Rの進展状況、東日本大震災を契機とした社会の安全・安心に関する意識の高まり、国際協調の進展、人口減少・少子高齢化による地域の衰退への懸念等、近年の社会情勢に鑑み、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

当該計画は、新たな政策として7本の柱で構成されています。7本の柱は、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」及び「循環分野における基盤整備」で構成されており、それぞれに将来像、取組及び指標が掲げられています。

個別の柱における指標については、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」の柱で食品ロス削減に向けた「家庭系食品ロス量」が新たな数値目標として設定されており、地方公共団体、事業者等と協力して食品ロス削減に向けた国民運動を展開することが定められています。また、当該計画全体の指標としては、リサイクル率の向上や最終処分量の削減等が掲げられています。

(工) 廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月)

廃棄物処理法第5条の3第1項の規定の基づき、平成5年から5年毎の計画期間とし、循環型社会形成への変革等の社会構造の変化を鑑み、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するために定められたもので、新たに令和5年度から令和9年度までを計画期間とした新たな廃棄物処理施設整備計画が令和5年6月に閣議決定されました。

当該計画では、気候変動への対応について、「2050年のカーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化しています。また、「3R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加しています。なお、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化しています。

(オ) プラスチック資源循環戦略(令和元年5月)

「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable*を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進する戦略として「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

当該戦略はプラスチック資源循環、海洋プラスチック対策、国際展開、基盤整備の4つを重点戦略とし、本戦略の展開を通じて、国内でプラスチックを巡る資源・環境両面の課題を解決するとともに、我が国の技術・イノベーション、環境インフラを世界全体に広げ、地球規模の資源・廃棄物制約と海洋プラスチック問題解決に貢献し、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長・雇用創出等、新たな成長の源泉とすることとされています。

マイルストーンとして設定している「2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制する」に寄与する取組として、令和2年7月からプラスチック製買物袋(レジ袋)の有料化が義務付けられています。容器包装を用いる事業が小売業に属する事業者を対象としており、主たる業種が小売業ではない事業者(製造業、サービス業等)も、事業の一部として小売事業を行っている場合、その範囲において、当該制度に基づく容器包装の削減に取り組む必要があります。

※Renewable:プラスチック製のレジ袋をバイオマスプラスチック製に替えること等、再生可能な資源に替えていく取組

(カ) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和4年4月1日施行)

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があります。これを踏まえ、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般であらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組(3R+Renewable)を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチック廃棄物の減量、リサイクルに資する環境配慮設計、ワンウェイプラスチックの使用の合理化、プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、リサイクル等を基本方針とし、資源循環の高度化に向けた環境整備及び循環経済(サーキュラー・エコノミー)への移行を加速することが求められています。

(キ) 食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年11月30日施行)

まだ食べることができる食品が大量に廃棄されていることを背景に、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として、令和元年度に施行されました。

食品ロスの削減に関し、国及び地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、 基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること 等により、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することとし ています。

(ク) 食品ロス削減推進法基本方針(令和2年3月)

食品ロス削減推進法に基づき、食品ロス削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるものです。

地方公共団体においては、日々の生活や事業活動の中での食品ロス削減に向けた行動を実践する消費者・事業者が増えるよう、それぞれの地域の特性を踏まえ「食品ロス削減推進計画」を策定し、教育及び学習の振興、普及啓発、食品関連事業者等の取組や未利用食品提供のための活動に対する支援、表彰、実態調査及び調査・研究の推進、情報の収集及び提供等の施策を推進することが求められています。また、消費者においては、食品ロスの状況とその影響や必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握すること及び日々の生活の中で自らができることを1人1人が考え、行動に移すことが求められています。

当該基本方針においては、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とするとともに、家庭系・事業系ともに平成12年度比で令和12年度までに食品ロス量を半減させることが数値目標として掲げられています。

(4)静岡県におけるごみ処理行政の動向

(ア) 第4次静岡県循環型社会形成計画(令和4年3月)

平成18年3月に策定された第1次計画からはじまり、2次、3次と策定され、令和4年3月に第4次計画が策定されました。

当該計画では「"捨てる"を減らそう。"活かす"を増やそう。~ふじのくにのゼロエミッション~」を理念として掲げており、静岡県において抱える課題に対応した基本方針として、「3Rの推進」、「廃棄物適正処理の推進」及び「サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり」の3つを設定しています。

また、当該計画は食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「食品ロス削減推進計画」としても位置付けられ、様々な取組を行っています。

なお、取組の指標として、一般廃棄物の1人1日当たりの排出量および最終処分量、 産業廃棄物の最終処分量、食品ロス削減推進計画を策定する市町数及び食品ロス削減 のキャンペーン協力店舗数の数値目標を掲げています。

(イ) 静岡県災害廃棄物処理計画(令和2年7月)

東日本大震災、関東・東北豪雨、熊本地震などの教訓から災害廃棄物は被害発生後の処理が大きな課題であると認識され、災害廃棄物の処理に当たっては、地震災害、風水害及び火山災害の発生時に迅速かつ円滑な処理が行えるよう、事前の検討が求められます。そこで、各主体の役割分担を整理し、それぞれが取り組むべき内容を明確化した「静岡県災害廃棄物処理計画」が策定されました。

当該計画では、災害発生時のみならず、発生前の平常時においても災害廃棄物の仮置場の準備、周辺自治体も含めた共同処理体制の整備、災害用トイレの備蓄等、災害発生を想定した処理計画の策定、見直しをすることが求められています。静岡県では、災害対策基本法に基づき策定される地域防災計画等との整合を図りながら、各地域の実情に応じて災害廃棄物処理計画の策定や見直しで支援を行っているほか、被災市町が行う災害廃棄物の処理に対する技術的支援及び支援団体との連絡・調整を行っています。当該計画は実効性を確保するために、毎年点検・見直し・訓練を行っています。

(ウ)海洋プラスチックごみ防止「6R県民運動」(令和元年5月)

近年、海洋プラスチックごみの増加に伴い生態系や人への健康への影響が懸念されていることを踏まえ、静岡県では県民一人ひとりによるプラスチックごみの発生抑制と海洋への放出を防止する6R県民運動を進めることにしています。

「6 R」とは、ごみ削減に必要な従来の3 R(リデュース・リユース・リサイクル)に加え、レジ袋や使い捨てスプーンなどの要否の声掛けをするといった Refuse(リフューズ)、外出時のプラスチックごみの持ち帰りやポイ捨て防止を呼び掛けるといった Return(リターン)、企業の従業員や団体の会員等に、地域で開催される海岸、河川、道路等での清掃活動への参加を呼び掛けるといった Recover(リカバー)の3つを加え、その実践を事業者・団体も含めた県民全員で行うことを求めています。

(5)国・県の廃棄物処理の目標

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき策定された「循環型社会形成推進基本計画(平成15年3月閣議決定。平成30年6月から第四次循環型社会形成推進基本計画)」において、ごみの減量、リサイクルに関する取組目標を以下のとおり設定しています。また、「廃棄物処理施設整備計画」(令和5年6月閣議決定)でも、重点目標の中でごみのリサイクルに関する値を以下のとおり設定しています。

県は、令和4年3月に策定した「第4次静岡県循環型社会形成計画」においては、「"捨てる"を減らそう。"活かす"を増やそう。~ふじのくにゼロエミッション~」を基本目標として、ごみの減量、最終処分量の目標値を以下のとおり設定しています。

表 3-16 国・県の計画における減量化目標等

計画	項目	単位	各年度の目標値		
計画	- 現日 	平1年	R7	R8	R9
第四次循環型社会形成推			050		
進基本計画	1人1日当たりのごみ排出量	/ [850	_	_
第4次静岡県循環型社会	(一般廃棄物)1人1日	g/人・日		848	
形成計画	当たりの排出量			040	
第四次循環型社会形成推	1人1日当たりの家庭系ごみ	g/人・日	440	_	_
進基本計画	排出量 (資源除く)	g/ /\	440		
第四次循環型社会形成推	出口側の活理利用家		28	_	_
進基本計画	出口側の循環利用率	%	20		
廃棄物処理施設整備計画	ごみのリサイクル率		_	_	28
英 四岁年四世人八八十世			1,100万		
第四次循環型社会形成推	事業系ごみ排出量	t/年	(H28 比	_	_
進基本計画			-15%)		
第4次静岡県循環型社会	(一般廃棄物) 1人1日	g/\ . □		20	
形成計画	当たりの最終処分量	g/人・目	1 _	39	

第2節 ごみ処理の課題

1 ごみ排出量から読み取れる課題

ごみの総排出量は、平成30年度から減少傾向を示していたものの、令和3年度は増加に転じ、令和4年度に減少しています。家庭系ごみ量は過去5年間で減少し続けていますが、事業系ごみは令和3年度以降増加しており、事業系ごみ対策の強化が必要です。

また、燃えるごみの量は、ごみ総排出量の約8割を占めるため、燃えるごみの量を減らすことがごみ総排出量の削減に最も効果的であると考えられます。環境資源ギャラリーの老朽化状況も考慮し、現在、おむつリサイクル・ごみ減量推進会議にて検討している4品目(使用済み紙おむつ、製品プラスチック、生ごみ、剪定枝・落ち葉)のリサイクルなどにより、燃えるごみの量を削減していく必要があります。

燃えないごみの量及び資源物の量は、近年おおむね減少傾向にありますが、環境資源ギャラリーの老朽化状況や収集運搬・処理に係る多額の費用も考慮し、更なる減量・リサイクルを目指す必要があります。

2 ごみ組成調査から読み取れる課題

生ごみについては、家庭系可燃ごみで全体の4分の1程度、事業系可燃ごみでは全体の4割以上を占めており、おむつリサイクル・ごみ減量推進会議の議論の結果も踏まえつつ、生ごみ減量・資源化施策を展開していく必要があります。

さらに、使用済み紙おむつや製品プラスチック、剪定枝・落ち葉についても一定程度含まれていることから、資源化施策を展開していく必要があります。特に、製品プラスチックについては、プラスチック資源循環促進法の施行や、掛川市・菊川市衛生施設組合による新焼却施設の整備事業を踏まえると、早急かつ市民が取り組みやすい方法の検討が必要です。

3 ごみ分別及び集積所に係る課題

(1)集積所への不適正排出

分別が間違っている場合や指定された収集日以外の日に排出するなどのルール違 反が見られます。特に、区役員等からのアパート等の集合住宅における不適切に排出 されたごみに関する相談が後を絶ちません。その多くは、単身者や短期で転入転出を 繰り返す労働者、外国人が原因者となることが多い傾向にあります。

こういったトラブルが発生した場合には、区役員やクリーン推進員が中心となり対応していますが、大きな負担となっているため、市民への正しい分別方法の周知を図るべくWeb上の情報共有の場の創出についても検討を進める必要があります。

(2)事業所による排出

事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物は、環境資源ギャラリーへの直接搬入又は一般廃棄物処理業許可業者に処理依頼するよう指導していますが、地区のごみ集積所へ排出するケースもあるため、更なる指導強化や地域住民と連携した対応を行っていく必要があります。

(3)資源物等の持ち去り

集積所に出されたごみは、廃棄物処理法の定めにより市に処理責任があり、資源物を含むすべての所有権は市に帰属します。

本市では、相次ぐ資源物等の持ち去り事案に対し、掛川市廃棄物の処理及び清掃に 関する条例を一部改正し、ごみ集積所から資源物などを無断で持ち去ることを禁止し ました。今後も警察等とも連携しながら対応していく必要があります。

(4)区役員及びクリーン推進員、高齢者の負担軽減

自治区の役員やクリーン推進員は集積所等におけるごみ出し指導、不正排出に対する指導や不正排出予防、ごみ袋への記名指導などを行っていますが、これらの負担を 軽減するための対策が必要になります。

また、少子高齢化の進行に伴い、ごみを集積所に持って行けないといった高齢者からの相談が増えているため、福祉部局等と連携した対策の検討が必要です。

4 収集、運搬に係る課題

(1)指定ごみ袋について

可燃ごみは30L袋と20L袋の2種類、不燃ごみは30L袋の1種類となっています。 本市ではごみ排出量に応じた費用負担(応益性)と公平性を確保するとともに、ごみ 処理に対するコスト意識の醸成を目的に平成27年4月からごみ処理費用の一部を有 料化しました。指定ごみ袋を購入いただくことで、ごみ処理にかかる費用の一部を負 担いただいています。

指定ごみ袋のサイズについては、様々なご意見をいただいており、今後の社会情勢等を考慮し、種類の拡充についても研究していく必要があります。

また、ごみ出しに責任を持ってもらうこと、不適正ごみの処理にあたる区役員等の 負担軽減のため、指定ごみ袋への記名制を導入しています。個人情報保護等の観点か らその運用については各自治区で取り決めを行っていただいておりますが、市民にと って分かりやすい分別及び排出方法を前提に考えていく必要があります。

(2)分別方法の統一について

掛川区域と大東・大須賀区域のごみの分別区分の違いについては、過去に市民アンケートを実施しご意見をいただきましたが、市民への定着度合いを踏まえ、それぞれを尊重する形となっています。今後については、市民アンケートに加え、現在検討している新たな分別の方向性など総合的な観点から検討していく必要があります。

5 中間処理に係る課題

環境資源ギャラリーのガス化溶融施設については、故障等により外部委託処理を頻繁に実施している状況であり、令和7年度からの可燃ごみの全量外部搬出の方針を決定しました。また、リサイクルプラザ施設についても、火災の影響により令和3年8月より稼働停止中であり継続的に燃えないごみと粗大ごみについて外部委託処理を実施しています。

このような状況のほか、新廃棄物処理施設の方向性については、掛川市・菊川市衛生施設組合において、令和4年度に新廃棄物処理施設の建設方針を決定、令和5年度に「廃棄物処理施設整備基本計画」を策定し、新施設整備に向けた検討に着手しています。今後、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみの適正処理体を進める必要があります。

6 最終処分場に係る課題

現在閉鎖中である板沢最終処分場については、令和5年3月に埋立終了届出書を提出しており、廃止に向けた調査や老朽化した設備の修繕等が必要であるほか、跡地を 農地として地権者へ返還するよう、引き続き関係機関との調整が必要です。

高瀬最終処分場については、搬入物の確認など適切な管理が必要です。

新井最終処分場については、老朽化による水処理施設の改修対応が必要な状況です。また、協定に基づいた跡地利用に向けた地元との協議も必要です。なお、最終処分場の残余年数を踏まえ、今後の方針を早期に検討していく必要があります。

7 ごみ処理経費に係る課題

本市におけるごみ処理経費は、中間処理施設の老朽化による外部搬出の方針決定を しましたが、ごみ処理経費を抑制していくためのごみ減量の取組を加速させていく必 要があります(本市のごみ処理費用は P30参照)。

1 基本方針

本市は、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、環境の持続性と豊かな暮らしを同時に実現することを目指し、「おむつリサイクル・ごみ減量推進会議」を令和5年4月に設置しました。同会議では、限りある資源の循環利用や市民・事業者の皆様の「捨てる量を減らすこと」のみならず「捨てることを前提としない活動をすること」など行動スタイルの変革や新たな仕組みづくりに向けた取組を進めています。本計画では、同会議における「実現したいこと」を基本方針として設定します。

基本方針

環境の持続性と豊かな暮らしの同時実現

2 将来人口

将来人口は、環境省の一般廃棄物処理実態調査の基準となる住民基本台帳人口を基準に、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計の減少率を加味して設定しています。

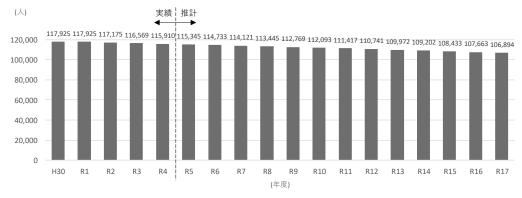


図 3-16 将来人口

3 ごみ処理の目標値

本計画におけるごみ処理の目標値を、以下のとおり設定します。この目標値は、令和3年度から令和4年度にかけて実施した「掛川市・菊川市新廃棄物処理施設整備検討委員会」で示され、新廃棄物処理施設における焼却施設の規模決定の根拠となる値です。

表 3-17 1人1日当たりのごみの総排出量の目標値

指標	目標値
1人1日当たりのごみの総排出量	570g/人·日
(g/人·日)	(令和 17 年度)

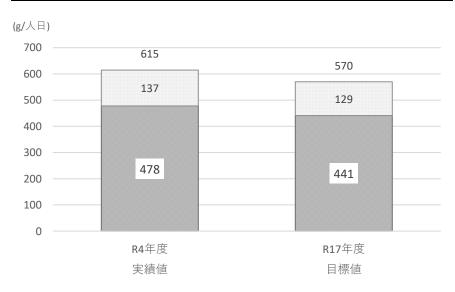


図 3-17 1人1日当たりのごみの総排出量の目標値

(g/人・日) R7 R9 R10 R11 R12 R13 R14 R15 R17 (年度) ■ 家庭系ごみ(1人1日当たり) □ 事業系ごみ (1人1日当たり)

図 3-18 目標値達成時の1人1日当たりのごみの総排出量

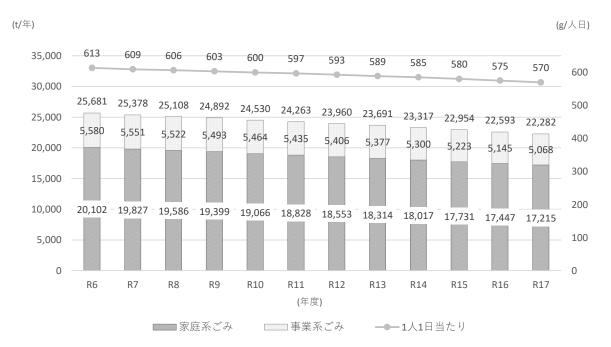


図 3-19 目標値達成時のごみの総排出量

4 施策の内容

(1)6R(Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)、Refuse(リフューズ)、Return(リターン)、Recover(リカバー))

(ア) リデュース (減らす)

①ごみ減量講話、環境資源ギャラリー等の見学会、環境学習の推進

環境教育による循環型社会の構築に向け、その必要性が理解されるよう、市内小学4年生を対象にした環境資源ギャラリーでの講座や自治区・市民活動団体へのごみ減量講話の実施、環境資源ギャラリー(容器包装博物館)やリサイクル工場等の見学会の取組を進めます。

また、令和4年度に実施したごみ減量標語の募集及び指定ごみ袋への印刷など、 環境教育と啓発を融合させた取組を進めます。

②「もったいない運動」の推進

令和6年4月に施行する「掛川市もったいないを合言葉にカーボンニュートラルを推進する条例」に基づき、毎月9日の「もったいないを考える日」に合わせたPRなど、「もったいない運動」を推進する取組を進めます。

③各種情報媒体を活用した情報提供

広報かけがわやホームページ、ごみ分別マニュアル、カレンダー、SNS 等を活用し、ごみの分別や排出方法等について情報提供を行います。また、アパート等の集合住宅への周知徹底の方法や、ごみ分別マニュアルの内容改訂時の市民への周知方法についても工夫に努めます。

また、集積所の不適正排出に対しても、区役員やクリーン推進員の負担を軽減し、 市民への正しい分別方法の周知を図るべく、Web 上の情報共有の場の創出に努めま す。

加えて、本市が進める施策等は積極的にマスメディアへ投稿し、広く情報提供を 行います。また、「ごみ減量日本一」については、全市的なシティプロモーション として活用し、大型イベント主催者へのプロモーションも検討します。

④ごみ集積所の巡回指導

分別が間違っている場合や指定された収集日以外の日に排出するなどのルール 違反が見られる集積所や市民の通報により問題が発覚した集積所については、必要 に応じて適宜巡回指導を実施し、区役員やクリーン推進員等と連携して対応してい ます。また、資源物や不燃ごみの排出日の巡回を実施することで、自治区の集積所 の適正管理につながるよう努めます。

⑤クリーン推進員の活動支援

各自治区におけるクリーン推進員によるごみ集積所での適正な分別指導や啓発 に活用できる看板等の提供を継続します。また、区役員・クリーン推進員との更な る連携方法の検討や、Web 上に先進事例やごみの出し方動画を発信するなど活動の 負担軽減及び資質向上のための取組を推進します。

⑥アパート等の集合住宅入居者や外国人市民等へのアプローチ

ごみ出しが課題となっている転入者や単身者、アパート世帯、外国人世帯などへのアプローチについては、必要に応じて市、自治区、集合住宅管理会社、オーナーが連携して指導を実施しています。今後は、この連携体制をさらに強化するとともに、国際交流センターとも連携し、外国語版の分別啓発看板の作成や拡充、効果的な配布方法等の検討や飲食店等への正しいごみ出しの啓発、自治会未加入者への対応等についても検討していきます。

⑦食品ロスの削減

食品ロス削減のため、食品ロス削減に向けた広報等を活用した啓発やPR、スーパー等と連携した手前どりの働きかけやフードドライブ(家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動)を推進します。今後は、食品ロス削減推進法などの法制度等を踏まえ、食品ロス削減に関する施策をさらに強化していきます(詳細については「第4章 食品ロス削減推進計画」参照)。

⑧ごみ排出量に応じたごみ処理費用の一部有料化の継続

本市では、家庭系ごみの排出量に応じた費用負担(応益性)と公平性を確保するとともに、ごみ処理に対するコスト意識の醸成を目的に平成27年4月からごみ処理費用の一部を有料化しました。指定ごみ袋を購入いただくことでごみ処理にかかる費用の一部を負担いただいています。今後は、本市のごみ処理の状況等を踏まえ、必要に応じて料金等の見直しを検討していきます。

⑨ごみになりにくい商品提供の推進

事業者の「拡大生産者責任」「排出者責任」の徹底を前提に、ごみになりにくい商品提供の推進を働きかけていきます。

⑩処理困難物の適正処理

現在、種別に応じた処理委託を実施しているところであり、引き続き適正処理を 推進します。特に、リチウムイオン電池については、破損・変形により、発熱・発 火する危険性があるため、市民への適正な分別・排出方法の周知に努めます。

⑩事業系ごみの展開検査及び事業所の巡回指導

環境資源ギャラリーに搬入される事業系ごみの展開検査を実施し、分別不徹底等の不適正な排出を行う事業者に対して、訪問による改善指導及び改善報告書の提出を求め、事業系ごみの適正排出及び減量・リサイクルの促進を図ります。

⑫パートナーシップ協定の充実による事業系ごみ減量の推進

地球温暖化防止に向けたパートナーシップ協定の内容充実を図るなどして、事業者に対するごみ減量の推進を図る取組を検討します。

(イ) リユース(繰り返し使う)

①メルカリ等を活用した事業の利用促進

掛川市・菊川市衛生施設組合が取り組むフリーマーケットアプリ「メルカリ」等を 活用した粗大ごみのリユース促進について、市民に向けて積極的に情報提供を行い、 利用を促進します。

②リサイクルショップ、フリーマーケット等の利用促進

近隣のリサイクルショップや市民活動団体等が市内で開催するフリーマーケット 等の情報を広く発信し、利用を促進します。

③イベント等におけるリユース容器利用等の検討

市内で開催されるイベント等におけるリユース容器(カップ・食器等)の利用等について、検討していきます。

(ウ) リサイクル(分別する)

①使用済み紙おむつのリサイクル

おむつリサイクル・ごみ減量推進会議の議論の結果も踏まえ、使用済み紙おむつのリサイクルに向けた詳細検討を進めます。具体的には、リサイクル方式については全国の事例等を勘案し検討するほか、本市での実現可能性やコスト、資源循環等について研究を進めます。また、収集場所や収集方法、広域処理についてもあわせて検討を進めていきます。

②製品プラスチックのリサイクル

プラスチック資源循環促進法の施行及びおむつリサイクル・ごみ減量推進会議での検討結果を踏まえ、令和8年度からのリサイクル開始を目標に、令和7年度にモデル地区での収集など詳細検討を進めます。具体的には、従来の分別区分に製品プラスチックを追加し、民間の資源化業者を活用したリサイクルを検討します。さらに、中長期的には民間企業と連携した回収も組み合わせることで、より効率的かつ市民の利便性も確保した資源化スキームの検討を進めていきます。

③生ごみのリサイクル

おむつリサイクル・ごみ減量推進会議での検討結果を踏まえ、生ごみのリサイクルに向けた詳細検討を進めます。具体的には、現在燃えるごみとしている生ごみの分別収集をモデル地区で開始し、最終的には市内全域を対象としたリサイクルの実施を検討します。実施に当たっては様々な課題がありますが、資源化によって生成される資源の市内循環を念頭に検討を進めていきます。

また、各家庭における生ごみ減量を促進すべく、促進策を検討するとともに市民活動団体と連携したミニキエーロの普及など、市民が取り組みやすい方策の検討を進めていきます。

④剪定枝・落ち葉のリサイクル

おむつリサイクル・ごみ減量推進会議での検討結果を踏まえ、剪定枝・落ち葉の リサイクルに向けた詳細検討を進めます。具体的には、家庭系の剪定枝については、 資源化処理事業者によるリサイクル(チップ化・堆肥化等)を促進すべく、効果的 な支援について検討します。落ち葉については、公園・街路樹の落ち葉のリサイク ルスキームの構築を検討するとともに、自治会での堆肥化を推奨し、効果的な支援 について検討します。これらについて、資源化処理事業者や自治会等と協議・連携 しながら取組を進めます。

⑤組成分析調査の実施

令和5年度には家庭系・事業系の燃えるごみの組成分析調査を実施し、食品ロスを含む生ごみや使用済み紙おむつ、製品プラスチック、剪定枝や落ち葉等の組成割合を調査しました。本調査は今後も継続し、前述の4品目の組成割合や施策実施前後の比較など状況をモニタリングしていきます。

⑥回収コンテナ・BOX の利用促進

古紙・古布・くつ・かばんについては、回収コンテナや回収 BOX の設置場所や利用方法について引き続き情報発信を行い、利用及び資源化の促進を図ります。あわせて、情報が市民により伝わりやすくなるよう、周知策についても検討します。

(エ) リフューズ (断る)

①使い捨てカトラリー等削減の推進

マイバッグの利用促進によるレジ袋削減のほか、スーパーやコンビニ等の店舗に協力を仰ぎつつ、使い捨てカトラリー(割りばし・スプーン・フォーク等)のリフューズを推進します。

(オ) リターン (戻す)

①店頭回収の利用促進

排出者責任の徹底や市民サービス向上も見据え、平成30年度に制度を開始した K-STeP協定(かけがわ資源物店頭回収パートナーシップ協定)の締結事業者の拡大 を図ります。

②外出時のごみの持ち帰り

外出時にごみを持ち帰ることについての啓発を進めます(ポイ捨て防止)。

(カ) リカバー(回復させる)

①かけがわ美化推進ボランティアの募集と支援

本市では、企業や団体、個人などのボランティアによる不法投棄重点箇所(不法 投棄の多い路線、バイパスインターチェンジなど)の清掃活動により、景観美化の 向上、ポイ捨て者への啓発及びポイ捨てごみの発生抑制を目的として、「かけがわ 美化推進ボランティア事業」を実施しています。今後も募集及び清掃用具の提供等 の活動支援を実施し、きれいなまちづくりに努めます。

(2) 収集・運搬計画

(ア) 安全で確実な収集・運搬の実施

安全で確実な収集・運搬を実施すべく、収集時に危険が生じたり、改善を要する 事象については改善を図り、収集作業員の安全を確保します。

収集区域については、引き続き市内全域を収集の範囲とします。

(イ) 排出量・分別区分等に応じた収集体制の確保

ごみの排出方法については、ステーション方式とし、集積所は自治区等が管理するものとします。また、集積所の設置及び修繕については、引き続き毎年度の補助を実施していきますが、今後の排出量や分別区分の変更等に応じて、集積所設置数・収集頻度・配車等の適正化を図っていきます。

なお、分別区分の変更については、資源化品目の拡充に応じて詳細検討を進めていきます。

(ウ) 収集に係るエネルギー及びコストの削減

イの集積所設置数・収集頻度・配車等の適正化のほか、環境負荷低減へ配慮した 収集車両の導入等により収集に係るエネルギー及びコストの削減に努めます。

(エ) 資源回収における分別方法の統一の検討

分別方法の統一については、令和 12 年度を目標に市民アンケートに加え、現在 検討を進めている新たな分別の方向性を踏まえ、総合的な観点から検討していきま す。

(オ) 指定ごみ袋の容量等の見直し

指定ごみ袋は、燃えるごみ (20L・30L) 及び燃えないごみ (30L) の3種類がありますが、サイズについては、様々なご意見をいただいており、今後の社会情勢等を考慮し、種類の拡充についても研究していきます。また、指定ごみ袋への記名制については、個人情報保護等の視点に配慮しつつ、市民にとって分かりやすい分別及び排出方法となるよう引き続き検討していきます。

さらに、バイオマスプラスチック製など環境負荷の少ない素材を使った指定ごみ 袋の導入も検討していきます。

(カ) 高齢者のごみ出し支援

少子高齢化の進行に伴い、ごみを集積所に持っていけないといった相談が増えているため、福祉部局等と連携し、高齢者の負担軽減と必要な支援について検討していきます。

(3)中間処理計画

(ア) 既存中間処理施設の適切な維持管理・運営と外部委託処理による適正処理

燃えないごみ、粗大ごみについては、環境資源ギャラリーのリサイクルプラザ施設が火災の影響により令和3年8月から稼働停止中のため、外部委託処理を実施している状況です。新施設の供用開始まで引き続き外部委託処理を実施することで、燃えないごみ、粗大ごみの適正処理体制を確保します。

また、燃えるごみについても、環境資源ギャラリーのガス化溶融施設の故障等により外部委託処理を頻繁に実施している状況であるため、令和6年度までは適切な維持管理・運営を継続し、令和7年度から新施設の供用開始までは、外部委託処理を実施することで、燃えるごみの適正処理体制を確保します。

(イ) 新たな中間処理施設の整備

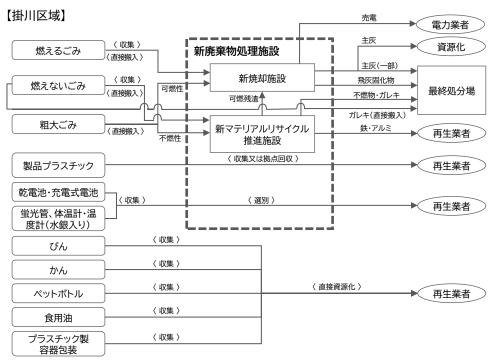
掛川市・菊川市衛生施設組合による「新焼却施設整備事業」「新マテリアルリサイクル推進施設整備事業」を進め、新たな中間処理施設の令和12年度からの供用開始を目指します。

加えて、施設の整備、稼働にあたっては、地元への丁寧な説明を行うとともに交通や公害に配慮し、地域の活性化等についても検討していきます。

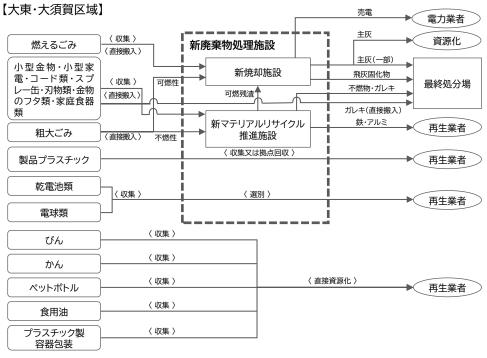
表 3-18 新中間処理施設の概要

処理能力	①新焼却施設	120 t /日
	②新マテリアルリサイクル推進施設	10 t / 5 h
処理方式	①新焼却施設	
	ストーカ方式	
	②新マテリアルリサイクル推進施設	
	破砕・選別(燃えないごみ、粗大ごみ)	
	選別(乾電池・充電式電池と蛍光管・体温計	・温度計 (水銀入り))
稼働開始年度	令和 12 年度	·

なお、将来(令和12年度以降)のごみ処理の流れ及びごみの分別区分・処理方法等を以下に示します。分別方法の統一については、令和12年度を目標に検討を進めていきます。



【収集ごみの分別区分】①燃えるごみ、②燃えないごみ、③粗大ごみ、④乾電池・充電式電池、⑤蛍光管・体温計・温度計(水銀入り)⑥びん、⑦かん、⑧ペットボトル、⑨食用油、⑩プラスチック製容器包装、⑪製品プラスチック



【収集ごみの分別区分】①燃えるごみ、②小型金物、③小型家電、④コード類、⑤スプレー缶、⑥刃物類、⑦金物のフタ類、⑧家庭食器類、⑨乾電池類、⑩電球類、⑪びん、⑫かん、⑬ペットボトル、⑭プラスチック製容器包装、⑤製品プラスチック、⑥食用油

図 3-20 将来のごみ処理フローと収集ごみの分別区分

表 3-19 将来のごみの分別区分(掛川区域)

区分	処理方法	処理施設等	
燃えるごみ	焼却 (売電)	新焼却施設	
製品プラスチック	直接資源化 (収集又は拠点回収)	民間業者引渡	
燃えないごみ	破砕・選別		
粗大ごみ	700年 2007	新マテリアルリサイクル	
乾電池・充電式電池	選別	推進施設	
蛍光管、体温計・温度計 (水銀入り)	送別		
びん			
かん	古拉次派儿	民間業者引渡	
ペットボトル	直接資源化		
食用油	(収集)		
プラスチック製容器包装			
古紙類	直接資源化		
古布、くつ、かばん	(拠点回収)		

表 3-20 将来のごみの分別区分(大東・大須賀区域)

区 分	処理方法	処理施設等
燃えるごみ	焼却(売電)	新焼却施設
製品プラスチック	直接資源化 (収集又は拠点回収)	民間業者引渡
小型金物・小型家電・コード類・スプレ 一缶・刃物類・金物のフタ類・家庭食器 類 粗大ごみ	破砕・選別	新マテリアルリサイクル 推進施設
乾電池類 電球類	選別	
びん かん ペットボトル 食用油 プラスチック製容器包装	直接資源化(収集)	民間業者引渡
古紙類古布、くつ、かばん	直接資源化 (拠点回収)	

(4)最終処分計画

(ア) 安全で確実な管理の継続

新井最終処分場については、浸出水処理施設の老朽化が進んでいるため、計画的な 修繕を実施し、適切な管理に努めます。

高瀬最終処分場については、搬入物の確認など適切な管理に努めます。

現在閉鎖中である板沢最終処分場については、省令による2年間の水質等モニタリング調査を実施し、基準を満たしていることを確認後、廃止します。廃止までは浸出水処理施設を稼働する必要がありますが、設備の老朽化が進んでいるため、施設維持管理委託業者と十分な調整を行い、適切な処理に努めます。

なお、最終処分場の残余年数を踏まえ、今後の方針を早期に検討します。

(イ) 最終処分場の跡地利用

最終処分場については、地権者をはじめとした関係者との調整を実施していきます (詳細は37ページ「(4) 最終処分計画」参照)。

(5)その他

(ア) 不法投棄対策

不法投棄対策として、かけがわ美化推進ボランティア事業への登録者や自治会、その他各種団体と連携しながら、不法投棄パトロールの実施や、不法投棄防止看板の設置、啓発資材の提供、映像記録カメラの貸し出し、指定ごみ袋の提供等を行っていきます。また、山間地など管理が行き届きにくいエリアについては、関係部署との連携などにより、投棄しにくい環境づくりに努めていきます。

(イ) 資源物等の持ち去り防止対策

集積所に出された資源物等の持ち去りに対して、定期的な監視パトロールや啓発看板の配布などを実施するとともに、市民等からの通報時には警察と連携し対応するなど、地域との連携を図りながら引き続き防止に努めていきます。

(ウ) 災害廃棄物対策

災害廃棄物については、近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、令和5年度に改定 した掛川市災害廃棄物処理計画に基づき、日頃からの備えや事前準備、発災時には処 理を行います。

(エ) 環境物品等の使用促進

庁舎内では、環境負荷の少ない紙類や文具等の製品を購入する「グリーン購入」 を検討、推進していきます。 市民、事業者、市の役割を以下に示します。

市民の役割

排出者としての責任

- 過剰包装や使い捨てカトラリーなど不必要なものを断る
- 詰め替え可能な商品など、ごみとなるものが少ない商品の選択
- 使い捨て商品の購入を控える
- 民間のリサイクル業者の利用(古紙、剪定枝等)
- 6 Rを意識した消費生活
- 食品□スの削減
- 環境物品等の使用促進
- 分別の徹底、適正なごみの排出
- 家電リサイクル法対象品目のルールに従った適正排出
- 処理困難物のルールに従った適正排出

地域の活動への参加

- フリーマーケットアプリ、リサイクルショップ、フリーマーケット等の利用によるリユースの推進
- 環境学習や地域でのごみに関する講座等への参加
- 集積所の設置及び維持管理(自治区)

事業者の役割

排出者としての責任

- 分別の徹底
- 環境負荷の少ないグリーン製品の購入
- 再生品の優先的使用による使い捨て品の使用抑制
- 事業所で発生する一般廃棄物の適正処理

生産者としての責任

- 商品の包装材、輸送用梱包材などのリフューズ
- 原材料や製造工程の工夫
- 繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、リユースが容易な商品、適正な処理が 困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売
- 修理体制の確立、建物の長寿命化等
- 売れ残りを減らす仕入れの工夫
- 値引き等販売方法の工夫による生ごみの減量
- 店頭回収の実施

地域への貢献

- 手前どり、使い捨てカトラリーのリフューズへの協力
- 監視活動に関する市との連携

市の役割

- 市民・事業者が、ごみの減量・リサイクルに取り組みやすい仕組みの構築
- 環境負荷の低減を念頭に、適正処理体制を構築し、安定的・効率的な処理
- 市民・事業者をつなぐ役割を担う

第4章 食品ロス削減推進計画

第1節 背景

「食品ロス」とは、まだ食べられるのにごみとして捨てられている食べ物のことを言い、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標(SDGs)」のターゲットの一つに、2030年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれ、我が国では「食品ロス削減推進法基本方針」(令和2年3月)において、家庭系・事業系の食品ロス量を「2000年度比で2030年度までに半減する」との目標が設定されました。環境省にて推計した令和元年度~令和3年度の食品ロス量を以下に示します。我が国では令和2年度の家庭系食品ロス量及び事業系食品ロス量を以下に示します。我が国では令和2年度からは家庭系食品ロス量を14万トン、事業系食品ロス量を34万トン削減しており、食品ロス量の推計を開始した平成24年度以降では最小の発生量となっています。一方で、家庭系と事業系の内訳を見ると、令和3年度では家庭系食品ロス量は244万トンとさらに削減しているものの、事業系食品ロス量は279万トンと令和2年度から4万トン増加しています。

表 4-1 令和元年度~令和3年度における食品ロス発生量(全国)

(単位:千t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家庭系食品ロス発生量	2,610	2,470	2,440
事業系食品ロス発生量	3,090	2,750	2,790
合計	5,700	5,220	5,230

食品ロスが発生することにより生じる問題として、環境問題及び食料問題が挙げられます。環境問題としては、2019年のIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の気候変動と土地に関する特別報告書によると、2011年の食品廃棄に当たっての人為的温室効果ガス発生量は全体の発生量のうち8~10%を占めていることが報告されています。また、食料問題としては、世界人口の約9人に1人(約8億人)の割合で栄養不足に陥っている状況がありながら、生産された大量の食品が廃棄され、無駄になっている現状があります。

第2節 本市における食品ロスの現状及び課題

令和5年8月に実施したごみ組成分析調査結果のうち、食品ロスに関する結果を以下に示します。

家庭系可燃ごみ中には厨芥類(生ごみ)の直接廃棄 *1 約 4.6%、過剰除去 *2 が 0.4%、食べ残し *3 が 1.9%、合計で 6.9%含まれており、厨芥類(生ごみ)中に含まれる割合で換算すると、それぞれ 17.3%、1.6%、7.2%、合計で約 26%が食品ロスとなります。

※1:調理前で食卓にのぼっていない食品

※2:不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分(厚くむき過ぎた野菜の皮など)

※3:調理され又は生のまま食卓にのぼった食品

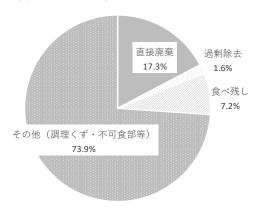


図 4-1 家庭系可燃ごみのうち厨芥類(生ごみ)中の内訳

事業系可燃ごみ中には厨芥類(生ごみ)の直接廃棄約 21.9%、過剰除去が 0.1%、食べ残しが 7.6%、合計で 29.6%含まれており、厨芥類(生ごみ)中に含まれる割合で換算すると、それぞれ 53.3%、0.3%、18.5%、合計で約 72%が食品ロスとなります。

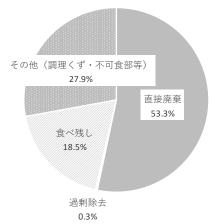


図 4-2 事業系可燃ごみのうち厨芥類(生ごみ)中の内訳

家庭系、事業系ともに、一定程度の食品ロスが含まれているため、厨芥類(生ごみ) 中の食品ロスを削減していく必要があります。

第3節 食品ロス削減推進計画の目標値

国は食品ロス削減推進法において、食品ロスを平成12年度比で令和12年度までに 半減させることを目標として掲げており、本市でもこれを踏まえた目標値を設定しま す。ただし、本市の平成12年度における食品ロスの実態は把握することができない ため、全国で平成12年度から令和3年度にかけて減少している割合を用い、本市で も同様に減少していると仮定して設定します(なお、令和5年度までの食品ロス削減 割合については、令和3年度までの削減量と同程度と仮定します)。

全国の平成12年度と令和3年度における食品ロス発生量と目標値を以下に示します。令和3年度の食品ロス量は平成12年度比で家庭系が約44%、事業系は約49%の削減に成功しています。

	実総	目標値	
	平成12年度	令和3年度	令和12年度**
家庭系食品ロス量(千t)	4,330	2,440	2,165
平成12年度基準割合	100%	56%	50%
令和3年度基準割合	_		89%
事業系食品ロス量(千 t)	5,470	2,790	2,735
平成12年度其進割会	100%	51%	50%

表 4-2 各年度における食品ロス発生量と目標値(全国)

令和 3 年度基準割合

したがって、本市における食品ロスの削減に係る目標値は、国の目標値の削減率を 考慮して設定します。

表 4-3 本市における食品ロスの削減に係	系る目標値
-----------------------	-------

指標	実績値	目標値
食品ロス量	2,780	2,630
(t/年)	(令和4年度)	(令和17年度)

注1:本計画の目標年度は令和17年度となるため、国が掲げている令和12年度までの目標は令和17年度までに達成する目標として設定。

98%

^{※「}食品ロス削減推進法基本方針」(令和2年3月)で定める国の目標年度

注2:令和4年度のごみ量実績及び令和5年度のごみ組成より算出(ごみ組成は令和4年度のものがないため令和5年度のものを利用)。

第4節 施策の内容

本市における食品ロス削減に係る施策を以下に示します。なお、次に示す施策は第3章第3節の4で示している食品ロス削減に関係する施策内容の再掲とします。また、食品ロス削減についても6Rと同様の考え方で、リフューズやリデュースが最も優先される施策となり、まだ食べられるものは有効活用することを目指します。

(1)食品ロス削減に向けた PR・広報

食品ロス削減は、日々の買い物や生活様式に直結した取組となるため、継続的な情報発信による消費者・従業員の意識改革が必要です。

食品ロス削減に向けて、本計画で掲げた施策や食品ロスに関する情報等については、 様々な媒体を通じて広く周知をしていきます。あわせて、消費者教育やエコ・クッキ ング講習会などの環境学習を広げていき、意識づけを促します。

(2)スーパー等と連携した手前どりの働きかけやフードドライブの実施

本市では、これまでも市内スーパーと連携し、消費者の日頃の買い物の中で、購入してすぐに食べる場合、商品棚の手前にある商品や販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「手前どり」の実施を推進してきました。今後も連携店舗を増やせるよう周知等、働きかけを市民に対して実施していきます。

また、フードドライブ*1とフードバンク*2の実施主体である、認定特定非営利活動 法人「フードバンクふじのくに」と連携して、フードドライブを夏季(8月)と冬季 (1月)に行っており、今後も活動を継続していきます。

- ※1:フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動。
- ※2:フードバンクとは、食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で 提供する団体・活動。

(3)食品ロスの実態調査の実施

本市においては令和5年度に実施した組成分析調査から新たに食品ロス発生量を調査したところです。今後も実施していくことで、食品ロスの継続的な現状把握に努めていきます。

第5章 生活排水編

第1節 生活排水処理の状況と課題

1 生活排水処理の状況

(1)処理形態別水洗化人口の状況

生活排水の処理形態別水洗化人口(平成30年度から令和4年度)は以下のとおりです。本市の行政人口は減少傾向にありますが、公共下水道区域の拡大等により水洗化人口は微増しています。また、水洗化率も年々向上し、令和4年度で77.1%となっています。

なお、平成12年度の浄化槽法改正(平成13年施行)により、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、それに伴い製造も中止されたため、浄化槽に関しては、合併処理浄化槽の普及による生活排水処理人口の増加が今後も続くと考えられます。

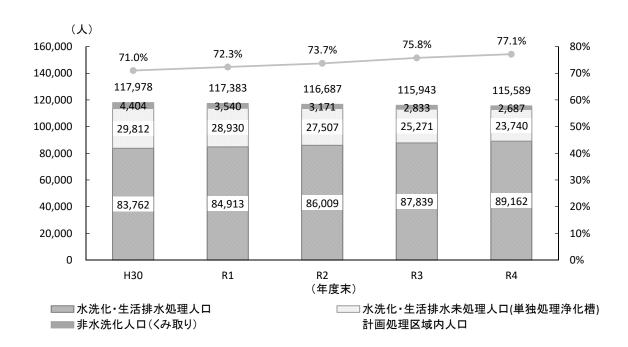


図 5-1 生活排水の処理形態別水洗化人口

また、生活排水の処理形態別水洗化人口の詳細及び汚水処理人口(ともに平成30年度から令和4年度)は以下のとおりです。汚水処理人口普及率は、県における令和4年度末の実績値である84.9%*を下回っている状況です。

※出典:静岡県における令和4年度末の汚水処理状況(令和5年8月22日 交通基盤部都市局生活排水課)

表 5-1 生活排水の処理形態別水洗化人口(詳細)

(単位:人)

			実績値			
	(年度)	H30	R1	R2	R3	R4
行政区域内人口		117,978	117,383	116,687	115,943	115,589
	1 水洗化・生活排水処理人口	83,762	84,913	86,009	87,839	89,162
	① 公共下水道	33,251	33,332	33,316	33,917	35,935
	② 合併処理浄化槽	42,680	43,830	45,041	46,398	47,128
	(市町村設置型)	6,860	6,870	6,872	6,857	6,849
	(個人設置型)	35,820	36,960	38,169	39,541	40,279
	③ 農業集落排水施設	4,739	4,677	4,582	4,512	4,175
	④ コミュニティプ・ラント(市管理団地)	3,092	3,074	3,070	3,012	1,924
	2 水洗化·生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	29,812	28,930	27,507	25,271	23,740
	3 非水洗化人口	4,404	3,540	3,171	2,833	2,687
	4 水洗化率	71.0%	72.3%	73.7%	75.8%	77.1%

※年度末人口

※水洗化率=水洗化·生活排水処理人口÷行政区域内人口

表 5-2 汚水処理人口

(単位:人)

		実績値				
	(年度)	H30	R1	R2	R3	R4
汚水処理人口		86,481	87,856	87,986	89,348	90,526
	① 公共下水道	39,378	39,224	39,078	39,373	41,172
	② 合併処理浄化槽	39,044	40,683	41,073	42,269	43,084
	(市町村設置型)	6,860	6,870	6,872	6,857	6,849
	(個人設置型)	32,184	33,813	34,201	35,412	36,235
	③ 農業集落排水施設	4,967	4,875	4,765	4,694	4,346
	④ コミュニティプ・ラント(市管理団地)	3,092	3,074	3,070	3,012	1,924
汚	水処理人口普及率	73.3%	74.8%	75.4%	77.1%	78.3%

※年度末人口

※汚水処理人口普及率=汚水処理人口÷行政区域内人口

(2)し尿・浄化槽汚泥処理の状況

し尿処理の実績は、公共下水道事業、農業集落排水事業や合併処理浄化槽の普及により年々減少傾向にあります。浄化槽汚泥処理(農業集落排水施設及びコミュニティプラントからの発生汚泥を含む。以下同様。)の実績は、合併処理浄化槽の普及が進む中で掛川、大東区域では横ばいで推移し、大須賀区域では減少傾向にあります。

なお、過去5年間の実績推移は以下のとおりです。

表 5-3 し尿・浄化槽汚泥処理実績

(単位:kL/年)

	年 度	Ę	H30	R1	R2	R3	R4
生物循環	掛川	し尿	1,458	1,326	1,184	1,134	1,241
パビリオン	区域	浄化槽汚泥	46,092	46,265	46,521	46,627	47,000
計			47,550	47,591	47,705	47,761	48,241
	大東	し尿	225	227	215	183	184
	区域	浄化槽汚泥	7,757	7,772	7,708	7,561	7,772
		小計	7,982	7,999	7,923	7,744	7,956
東遠衛生	大須賀	し尿	518	492	482	437	379
センター	区域	浄化槽汚泥	4,456	4,409	4,179	4,305	4,169
		小計	4,974	4,901	4,661	4,742	4,548
	し尿 計		743	719	697	620	563
	浄化槽流	汚泥 計	12,213	12,181	11,887	11,866	11,941
<u> </u>		12,956	12,900	12,584	12,486	12,504	
	し尿 合計		2,201	2,045	1,881	1,753	1,803
浄化槽汚泥 合 計		58,305	58,446	58,408	58,494	58,942	

注:四捨五入の関係で合計が合わない箇所がある。

[※]年度末実績

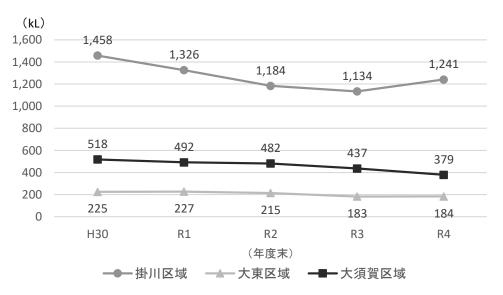


図 5-2 し尿処理実績(区域ごと)

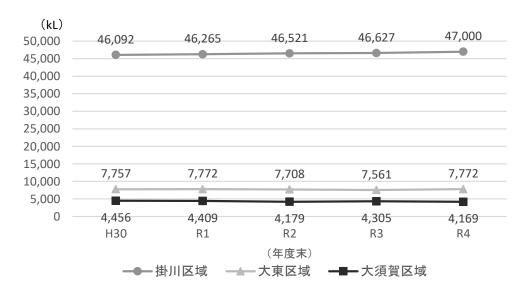


図 5-3 浄化槽汚泥処理実績(区域ごと)

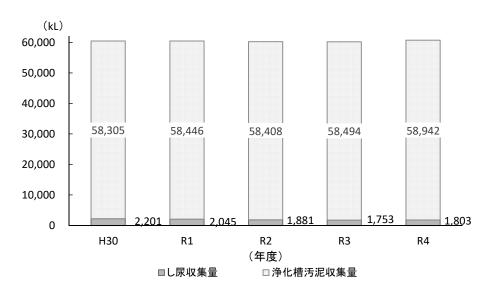


図 5-4 し尿・浄化槽汚泥の処理実績(市全体)

2 施設の整備状況

(1)公共下水道の整備状況

公共下水道事業は、生活環境や水環境の改善及び水質の保全を目的として、平成13年度に供用を開始しました。公共下水道事業は掛川処理区、大東処理区、大須賀処理区の3処理区により汚水処理を実施しており、現在も整備を進めています。

下水汚泥(産業廃棄物)の処理について、掛川浄化センターでは、水処理後の汚泥を脱水した後に、民間施設へ外部搬出しコンポスト(堆肥)化及びセメント資源化を行っています。大東浄化センター、大須賀浄化センターでは、民間施設へ外部搬出しコンポスト化を行っています。なお、両施設において、これまで汚泥をオゾン処理によって減量していましたが、オゾン処理については薬品費や汚泥処分費の削減には役立つものの、電気料金や保守点検委託費が高額であるため、大須賀浄化センターは令和2年度、大東浄化センターは令和3年度に設備の運転を停止し、水処理後の汚泥を脱水した後に、民間施設へ外部搬出しコンポスト化を行っています。

なお、平成28年度より掛川・大東・大須賀浄化センターの3か所の処理場施設に おける維持管理業務を対象に、包括的民間委託を導入し、民間事業者の専門的知識・ 技術を活用した効率的な運営に努めています。

	掛川処理区	大東処理区	大須賀処理区	3 処理区計
行政面積	-	-	-	26, 569 ha
行政人口	_	-	_	115,589人
供用開始年月	Н13.3	H13. 4	Н17. 3	_
全体計画面積	1,889.5 ha	616.0 ha	448.0 ha	2,953.5 ha
事業計画	650 ha	616 ha	303 ha	1,569 ha
整備面積	517 ha	507.4 ha	263. 2 ha	1,287.6 ha
整備率	27.4%	82.4%	58.8%	43.6%
(全体計画)	21.4/0	02.4/0	56.6%	43.0%
整備率	79. 5%	82.4%	86. 9%	82.1%
(事業計画)	19.5%	02.4%	80. 9%	02.170

表 5-4 公共下水道事業の概要(令和5年3月末時点)

(2)農業集落排水の整備状況

農業集落排水事業は、平成7年度に供用を開始した海戸地区に続き、日坂地区、土 方地区、上内田地区で供用開始しています。本事業については、上内田地区の供用開始をもって新規地区の整備は行っていません。海戸地区は令和4年度に公共下水道へ統合されたため、現在では日坂地区、土方地区、上内田地区の3地区において汚水処理を行っています。 農業集落排水施設から発生する汚泥(一般廃棄物)は、日坂、上内田地区については、生物循環パビリオン(掛川市衛生センター)で水処理した後、同施設等で焼却しています。また、土方地区については、東遠衛生センターにおいて水処理した後、堆肥化しています。

表 5-5 農業集落排水事業の概要(令和5年3月末時点)

	日坂地区	土方地区	上内田地区	3 地区計
供用開始	H13. 8. 1	H16. 4. 1	H19. 6. 1	_
全体計画面積	25.6 ha	105.4 ha	95.7 ha	226.7 ha
整備面積	25.6 ha	105.4 ha	95.7 ha	226.7 ha
整備率	100 %	100 %	100 %	100 %

[※]海戸地区は令和4年度に公共下水道へ統合

(3)コミュニティプラントの状況

コミュニティプラントは、県企業局等で分譲した住宅団地の処理施設が移管され本 市が管理しているもので、昭和42年に供用を開始した城北団地に続き、葛ヶ丘団地、 旭ヶ丘団地、大坪台団地が供用を開始しました。現在では公共下水道事業計画区域内 の城北団地、旭ヶ丘団地は公共下水道に統合し、葛ヶ丘、大坪台の2団地を管理して います。

コミュニティプラントから発生する汚泥(一般廃棄物)は、葛ヶ丘団地については、 汚泥脱水後、搬出し、環境資源ギャラリーにおいてスラグ化処理した後、一部は建設 資材として活用しています。また、大坪台団地については、東遠衛生センターにおい て水処理した後、堆肥化しています。

表 5-6 コミュニティプラントの概要(令和5年3月末時点)

	葛ケ丘団地	大坪台団地
団地面積	30 ha	5 ha
水洗化人口	1,628 人	296 人
汚水量	954 m³/日	80 m³/日

※城北団地は平成20年度に、旭ヶ丘団地は令和4年度に公共下水道へ統合

(4)合併処理浄化槽の状況

本市では公共下水道の事業計画区域外の汚水処理については、住民個人が合併処理 浄化槽を設置し、その費用の一部を市が助成する制度により、汚水処理の普及に努め ています。浄化槽個人設置型は、個人が新設する合併処理浄化槽への補助と既存単独 処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する補助事業があり、平成3年度から補 助事業を実施しています。

また一部の地域については、農業集落排水事業の代替事業として浄化槽市町村設置型事業を実施しています。この事業は、平成17年度から事業を開始し、計7地区において個人宅等に合併処理浄化槽を市が設置し、その使用料の徴収と維持管理をしています。平成28年度以降は新規地区の整備は実施していません。

 市町村設置型
 個人設置型
 計

 水洗化人口
 6,849 人
 40,279 人
 47,128 人

 設置戸数
 1,756 戸
 11,048 戸
 12,804 戸

表 5-7 合併処理浄化槽の概要(令和5年3月末時点)

(5)し尿処理施設の概要

市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理は、掛川区域では生物循環パビリオン、 大東区域・大須賀区域では御前崎市にある東遠広域施設組合の東遠衛生センターで中間処理を行っており、令和4年度末時点でのし尿処理施設の概要は以下のとおりです。

衣 3-6 U / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 / 0 /				
施設名	生物循環パビリオン	東遠衛生センター		
旭以石	(掛川市衛生センター)			
事業主体	掛川市	東遠広域施設組合		
		(御前崎市・菊川市・掛川市・牧之原市)		
所在地	掛川市長谷	御前崎市池新田		
完成年月	平成6年3月(平成28年度機能増強)	平成13年3月		
処理能力	・し尿処理 150 kL/日	・し尿処理 195 kL/日		
	(し尿 6 kL/日+浄化槽 144 kL/日)	(し尿 25 kL/日+浄化槽汚泥 170 kL/日)		
		・生ごみ処理 200 kg/日		
処理方法	浄化槽汚泥対応型高負荷脱窒素処理	膜分離高負荷生物脱窒素処理+高度処理		

表 5-8 し尿処理施設の概要

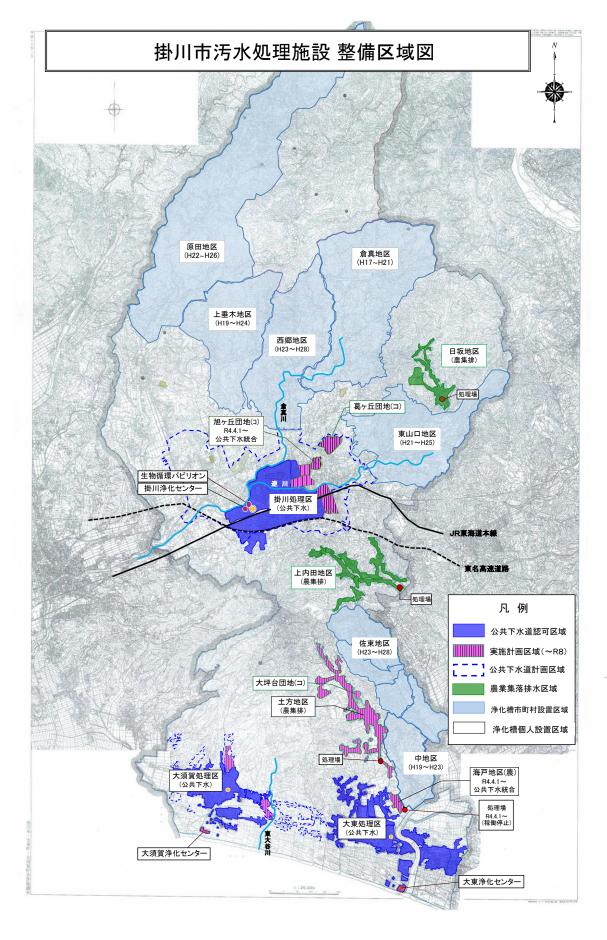


図 5-5 掛川市汚水処理施設 整備区域

3 本計画の上位計画・関連計画等

(1)持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル

(国土交通省·農林水産省·環境省、平成 26 年1月策定)

都道府県が市町村と連携して、着実に実行可能な都道府県構想を策定するための一般的な検討手順や内容を示したものです。

本マニュアルにおける主なポイントとして、①時間軸の観点を盛り込み、中期(10年程度)での早期整備と共に、長期(20~30年)での持続的な汚水処理システム構築を目指すこと、②10年程度を目途に汚水処理の「概成」(地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること)を目指した、より弾力的な手法を検討すること、③長期的なスパン(20~30年程度)では、新規整備のみならず既整備地区の改築・更新や運営管理の観点を含めること、などが挙げられています。

(2)新下水道ビジョン加速戦略(国土交通省、令和5年3月改訂)

「新下水道ビジョン(平成26年7月)」は人口減少や維持管理時代への移行など 社会経済情勢の変化を踏まえ、下水道の新たな使命等を実現するために策定されまし た。策定以降の下水道事業を取り巻く環境や情勢の変化等が急減に変化し、同ビジョ ンの実現を加速させる観点から、国が選択と集中により取組む8つの重点項目につい て、今後5年程度で実施すべき施策を「新下水道ビジョン加速戦略(令和4年度改訂 版)」として取りまとめられ、令和5年に公表されました。

(3)静岡県生活排水処理長期計画(令和2年2月策定)

下水道施設のほか集落排水施設、地域し尿処理施設、合併処理浄化槽による生活排水処理をより効率的かつ適正に整備促進を図るため、整備手法、スケジュール等を定めたものです。人口減少や高齢化の本格化、社会情勢の変化など、生活排水処理長期計画を取り巻く社会情勢の大きな変化を踏まえ、新たに汚水処理施設の早期概成や汚水処理施設の持続可能性の確保を目的とする長期計画として見直されました。計画目標として、令和18年度の汚水処理人口普及率95%が掲げられています。

(4)静岡県流域別下水道整備総合計画

水質環境基準が定められた河川その他の公共用水域において、その環境基準を達成、維持するため、下水道の整備に関する総合的な基本計画(流域別下水道整備総合計画)を定めるものであり、個別の下水道計画の上位に位置付けられています。下水道法第2条の2に基づいて定める計画であり、略称で「流総計画」と呼ばれるものです。

本市の下水道整備の基幹的項目については、天竜川左岸流域(掛川処理区)、菊川流域(大東処理区)の2つの河川流域別に定められています。

(5)静岡県生活排水処理広域化・共同化計画(令和4年12月策定)

生活排水処理を行う各種事業については、人口減少に伴う使用料収入の減少や老朽 化施設の増加に伴う大量改築・更新期の到来などにより経営環境が厳しさを増してお り、従来どおりの事業運営では持続的な事業の運営が困難になりつつあるため、管理 の一本化や事務処理の共同実施などのスケールメリットを生かした生活排水処理の 効率的な処理や持続可能な事業運営の推進を目的に、「静岡県生活排水処理長期計画」 (都道府県構想)を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として 策定された計画です。主な連携メニュー、ロードマップや具体的な取組などが示され ています。

(6)掛川市生活排水処理実施計画((仮称)掛川市下水道ビジョン)

平成28年度に策定の「生活排水処理実施計画」及び「掛川市下水道事業経営戦略」について、令和2年度に企業会計に移行した下水道各事業の収支計画の見直しや、新たに求められている財務マネジメントの視点を含めた総合的な次期計画として掛川市下水道ビジョンを策定していきます。また、国の定める「新下水道ビジョン加速戦略」が令和5年3月に改訂され、新たに追加された重点項目を含め、本市でも持続可能な下水道事業を目指し、将来的な施策の明記など、効率的に汚水処理の推進を図る計画内容として策定を行っていきます。

4 生活排水処理の推進に係る課題

本市の施設整備区域内の人口割合を示す汚水処理人口普及率は、令和4年度末で 78.3%であり、県平均84.9%を下回っていることから、なお一層の取組が求められる 状況です。

本市の生活排水処理人口を今後さらに増加させていくためには、公共下水道事業と合併処理浄化槽の個人設置補助事業の推進が重要となっています。公共下水道の整備や農業集落排水処理施設、コミュニティプラント処理施設の維持管理については多額の財政負担を伴うため、事業の効率化・合理化による健全な経営が求められています。

また、公共下水道事業の整備が長期化していくと計画区域内であっても下水道管渠の整備より先に、新築や建て替え等により合併処理浄化槽の設置が進んでいくことが予想されます。すでに新興住宅地等では合併処理浄化槽が一定以上普及している街区が存在しており、公共下水道整備との普及状況のバランスを見極めながら、合併処理浄化槽の設置と両方で進めていく必要があります。

さらに、し尿処理施設である生物循環パビリオンは平成28年度に処理能力増強工事を実施しましたが稼働開始から30年、東遠衛生センターについては稼働開始から23年が経過しており、施設の老朽化も進んでいます。生物循環パビリオンについては、設備の効率的な運用と長寿命化のため10カ年にわたる包括的民間委託を令和4年度から開始したところです。

加えて、近年の合併処理浄化槽の設置増加により施設に搬入する浄化槽汚泥の増加が見込まれることから、限られた施設処理能力の中でいかに効率よく最大限の性能を発揮できるかを念頭に置き、適切な維持管理を実施することで、適正処理体制の確保を図っていく必要があります。

第2節 生活排水処理基本計画

1 基本方針

国は、汚水処理施設の整備にあたり、持続的な汚水処理システム構築に向けた基本方針を示し、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等の各事業のバランスを適切にとり、各自治体の地域実情に即した計画的な施設整備を推奨しています。本市においても、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などの各種生活排水処理事業の整備にあたっては、地域特性に即した適切な処理方式を選択しての「ベストミックス」を掲げて推進してきました。

また、本市では、令和3年度に策定した「第2次掛川市総合計画【ポストコロナ編】」において、重点施策の1つとして「美しい自然環境と共生し、エネルギーの地産地消と資源循環を実現した持続可能なまち」、個別施策の1つとして「清流が流れ、市民が水とふれあえる環境の整備」を掲げています。さらに、平成27年度に策定した「第2期掛川市環境基本計画」において、基本方針の1つである「生活排水の浄化推進」の中で、「効率的な下水道等汚水処理の推進」や「生活排水からの汚濁の抑制」を推進することとしています。

今後は下水道事業に求められる役割や置かれた経営環境等を踏まえ、将来にわたって安定的に継続するため、合併処理浄化槽の特性を活かし、本市の実情に合った汚水処理の推進を進めていきます。

2 生活排水処理の目標値

(1)生活排水処理の目標値

本計画における生活排水処理の目標値は、令和元年度に策定された「静岡県生活排水処理長期計画」の目標値に合わせて以下のとおり設定します。

表 5-9 汚水処理人口普及率の目標値

指標	目標値
汚水処理人口普及率	93.8%
(%)	(令和 17 年度)

(2)生活排水処理の形態別目標人口

上記の目標値に関して、目標年度における汚水処理人口は、以下のとおり設定します。

目標年度における行政区域人口については、第3節 ごみ処理基本計画の令和17年度の将来人口値106,894人(P48)に整合させるものとします。

表 5-10 目標年度における汚水処理人口

(単位:人)

-		\ + + - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -
	現在	目標年度
	(令和4年度)	(令和17年度)
行政区域内人口	115,589	106,894
汚水処理人口	90,526	100,267

表 5-11 目標年度における汚水処理人口の内訳

(単位:人)

		(单位:人)
	現在	目標年度
	(令和4年度)	(令和17年度)
①公共下水道	41,172	47,464
②合併処理浄化槽	43,084	50,623
(市町村設置型)	6,849	6,295
(個人設置型)	36,235	44,328
③農業集落排水施設	4,346	2,180
④コミュニティプラント(市管理団地)	1,924	_
合計	90,526	100,267

(3)目標年度におけるし尿・浄化槽汚泥の処理量の見込み

目標年度におけるし尿・浄化槽汚泥の処理量の見込みは、表 5-12のとおりです。また、生物循環パビリオン(処理対象:掛川区域)と東遠衛生センター(処理対象:大東区域、大須賀区域)における目標年度における処理量の見込みは、表 5-13のとおりです。

表 5-12 目標年度におけるし尿・浄化槽汚泥の処理量の見込み

種	別	現在 (令和4年度)	目標年度 (令和17年度)
し尿	(kL/年)	1,803	237
	(kL/日)	4.9	0.6
浄化槽汚泥	(kL/年)	58,942	47,787
	(kL/日)	161.5	130.9

[※]目標年度の処理量は、過去5年間の実績を考慮し「し尿 1.62L/人・日」「単独処理浄化槽 2.02L/人・日」として算出しています。

表 5-13 目標年度におけるし尿・浄化槽汚泥の処理量の見込み(処理施設ごと)

(単位:kL/日)

			(<u> </u>
種	別	生物循環 パビリオン	東遠衛生 センター
し尿		0.4	0.2
浄化槽汚泥		104.3	26.6

[※]浄化槽汚泥には、農業集落排水施設及びコミュニティプラントからの発生汚泥を含みます。

3 施策の内容

(1)生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は以下のとおりとします。

表 5-14 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象の生活排水	処理主体
① 公共下水道	し尿及び生活雑排水	掛川市
② 農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	掛川市
③ コミュニティプラント	し尿及び生活雑排水	掛川市
④ 浄化槽市町村設置型(合併処理浄化槽)	し尿及び生活雑排水	掛川市
⑤ 浄化槽個人設置型(合併処理浄化槽)	し尿及び生活雑排水	個人等
⑥ 単独処理浄化槽	し尿	個人等
⑦ し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	掛川市、東遠広域施設組合

(2)処理施設別の計画区域

公共下水道の掛川処理区での現事業計画区域の整備は令和11年度までに完了を目指すこととします。前計画において令和13年度までに整備完了としていた区域に関しては、令和12年度以降整備に順延していく方針とします。大須賀処理区については令和11年度までの現事業計画区域の整備は進めます。

それ以外の未整備区域については、合併処理浄化槽との経済性を考慮し、公共下水道全体計画の見直しを行いながら、汚水処理人口普及率の向上を図ります。

(3)生活排水処理の事業別方針

(ア) 公共下水道事業

公共下水道は、事業計画に基づき未整備区域の整備を実施していきますが、合併処理浄化槽の普及状況も加味した中で地域の実情にあった区域見直しを進めます。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与するため、掛川浄化センターでは太陽光発電設備を設置することにより、エネルギーの地産地消を促進します。さらに、内閣府が公表した「PPP/PFI 推進アクションプラン(令和5年度改定版)」により推進されている「ウォーターPPP」の導入に向けて、現状分析・導入可能性調査・手法選択について検討を実施します。

人口減少や施設老朽化による経営課題に対応し、将来にわたって持続的な公共下水 道事業を推進していきます。

(イ) 農業集落排水事業

農業集落排水処理施設については、3地区の整備は完了しているため、今後も運営・維持管理を適切に実施していきます。また、土方地区に関しては公共下水道への統合を実施し、汚水処理の効率化を図ります。

(ウ) コミュニティプラント事業

汚水処理の効率性を高めるため、県広域化・共同化計画での位置づけを踏まえ、老 朽化等による雨水等不明水対策を実施して、葛ヶ丘団地・大坪台団地の公共下水道へ の統合を目指します。

(エ) 合併処理浄化槽事業 (新規及び付替え補助)

これまで推進してきたように、今後も公共下水道事業計画区域外の地域での合併処理浄化槽の設置を推進していきます。特に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替えについては、令和2年度より補助制度が追加されたため、付替え基数が加速できるよう取り組みます。

なお、浄化槽市町村設置型推進事業については、今後も新規地区の整備は行わず、 設置した浄化槽の維持管理を適切に実施していきます。

(4)し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(ア) 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、廃棄物処理法および規則に基づいて迅速、衛生 的かつ効率的に行う事を基本とし、引き続き、現在の許可業者による安定的な実施体 制を確保します。

収集区域の範囲は公共下水道供用開始区域やコミュニティプラント区域を除く全域です。なお、公共下水道を供用開始した区域であっても下水道接続が済んでおらず浄化槽などが残っている場合で下水道に接続するまでの間は、収集・運搬の対象とします。

(イ) 中間処理計画

市内のし尿および浄化槽汚泥は、引き続き、掛川区域では生物循環パビリオン、大東区域・大須賀区域では御前崎市にある東遠広域施設組合の東遠衛生センターで中間処理を行っていきます。

生物循環パビリオン、東遠衛生センターともに、今後も適切な維持管理・運営を継続し、適正処理を行っていきます。設備の老朽化に伴う修繕に対しては、修繕計画を 策定し対応していきます。

(5)その他の計画

(ア) 広報・啓発計画

くみ取り便所・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、公共下水道の供用区域での排水設備の接続を促進するため、市の広報紙やホームページ等を用いた定期的な広報活動、各種事業説明会等を実施していきます。また、小学生のし尿処理施設の見学を受け入れるなど、地域や学校における環境学習できる機会の提供を実施していきます。

あわせて、浄化槽の維持管理で義務づけられている保守点検、清掃、法定検査が適切になされるよう事業者と連携し広報・啓発を実施していきます。

(イ) 広域化・共同化の検討

県が策定した「広域化・共同化計画」をふまえ、事業間の連携をはじめ様々な検討を行っていきます。他自治体等との連携等についても検討を継続します。

第6章 計画の推進体制

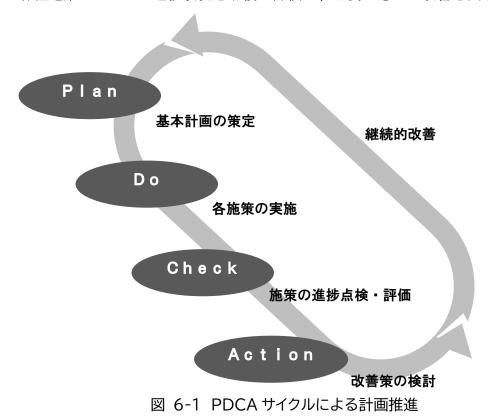
第1節 計画の推進体制

本計画の各施策は、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識し、協働して推進します。「おむつリサイクル・ごみ減量推進会議」のような関連する各種会議等においては、市民や事業者から意見を聴取・集約し、具体的な取組等に活かしていきます。

第2節 PDCA サイクルによる計画推進

本市が行う事業については、効率性を考慮した事業運営が求められます。ごみ・生活排水処理事業においても、事業に係る経費を把握し、費用対効果を踏まえた施策を展開するとともに、それらの施策が環境負荷の低減やごみ減量等に効果をもたらすよう効率的かつ効果的な事業展開を図ります。

本計画の推進に当たり、目標値や各施策に関する定量的・定性的情報等を用いつつ、 各種施策についての進捗状況を点検・評価し、必要に応じて改善を図ります。



84